大気汚染防止ハンドブック(本編)



大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法 県民の生活環境の保全等に関する条例 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

計算例、届出書等の記入例を掲載した「大気汚染防止ハンドブック (別冊) 《計算例・ 記入例》」もご参照ください。

名 古 屋 市 環 境 局

令和7年10月 Ver. 12.4.7

目 次

1 章 大気汚染防止法、県民の生活環境の保 (1) ばい煙 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
アばい煙としての規制物質・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
イ ばい煙発生施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
ウ硫黄酸化物の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(ア) 排出基準 (K値規制) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(イ) 総量の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(ウ) 燃料使用基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
エ ばいじんの規制・・・・・・・・・・・・										
排出基準 ・・・・・・・・・・・・・・・										
オ 有害物質の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(ア) 排出基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	• •	• •	• •	•	•	•	•	• •	2
a カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛の排出基	準【法施設	ž] ·	• •		•	•	•	•		2
b 窒素酸化物の排出基準【法施設】・・・・		• •	• •		•	•	•	•		2
c カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛等の排出	基準【県条	⊱例施፤	殳】		•	•	•	•		3
(イ) 指定物質 ・・・・・・・・・・・・・		• •	• •		•	•	•	•		3
(ウ) 窒素酸化物に係る指導 ・・・・・・・・					•	•	•	•		3
a 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要	領・・・・	• •			•	•	•	•		. 3
b 低 NOx 型小型燃焼機器普及促進指針・・・					•	•	•	•		3
カ ばい煙に係る施設の基準・・・・・・・・					•	•	•	•		3
キ ばい煙の測定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					•	•	•			. 3
)揮発性有機化合物 ・・・・・・・・・・						•	•	•		. 3
ア 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準・・・						•	•	•		. 3
イ 法 (VOC施設) と県条例の関連施設 (目安)						•	•	•		. 3
ウ VOC (揮発性有機化合物) に該当する主な物	質・・・・					•	•			. 3
エ 炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準・・						•		•		. 3
) 粉じん ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
ア 特定粉じん (石綿)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										. 3
(7) 特定粉じん発生施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(イ) 特定粉じん発生施設の規制基準及び濃度の										
(f) 特定粉じん排出等作業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(エ) 事前調査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(オ) 特定粉じん排出等作業の作業基準・・・・										
イ 一般粉じん及び粉じん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
(ア) 一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設・										
()	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									

イ 水銀濃度の測定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
ウ 要排出抑制施設の設置者の取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(5) ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(6) 大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係 ・・・・・・・・	54
第2章 ダイオキシン類対策特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(1) ダイオキシン類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(2) 特定施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(3) ダイオキシン類の測定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(4) 排出ガスに係る排出基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(5) ダイオキシン類対策特別措置法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係・	57
第3章 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第4章 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例・・・・・・・	59
(1) 窒素酸化物に係る総量規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
ア 適用される工場等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
イ 規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(2) 総量規制基準の適否判定方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(3) 窒素酸化物排出係数の算出方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
・窒素酸化物排出施設(細則別表第1) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
・重油の量への換算係数(燃料)(細則別表第2) ・・・・・・・・・・・・・・	65
・重油の量への換算係数(原料)(細則別表第3) ・・・・・・・・・・・・・・	65
・窒素酸化物排出施設の排出特性を勘案する係数(細則別表第4)・・・・・・・・・	66
・C ₁ 及びC ₂ (細則別表第5附表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
第5章 届出の手引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(1) 届出の必要なとき ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(2) 届出に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
(3) 届出の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
問い合わせ及び届出先(裏表紙)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70

〇大気汚染(ばい煙等)に係る規制の概要

規制対象物質	規制種類	根拠法令等	対象地域	規制対象	頁
	T.Z. [cf. +F1 /tn]	大防法		法対象ばい煙発生施設	3
	K値規制 (排出口基準)	県条例	市内全域	(ボイラー等) 条例対象ばい煙発生施設 (法対象施設より小規模なボイラー等)	3
min the mile at all	総量規制	大防法	11,111,171,30	特定工場等	10
硫黄酸化物	総排出量規制	県条例		大気指定工場等	10
	燃料使用基準 (重油その他の石油系燃 料の硫黄含有率)	大防法	市内の一 部地域	法対象ばい煙発生施設 (P3~) (ボイラー等) 特定工場等以外の工場・事業場における法対象	16 16
h#1 x 18 /	排出基準	大防法		ばい煙発生施設 法対象ばい煙発生施設 (P3~) (ボイラー等)	17
ばいじん	(濃度基準)	県条例		条例対象ばい煙発生施設(P3~) (法対象施設より小規模なボイラー等)	22
ばい煙	構造並びに使用及び管理に関する規制 (建屋集じん装置の設置等)	県条例		金属溶解炉(炉床非伝導式直接弧光炉に限る)、 製鋼又は合金鉄の製造用の電気炉又は骨材乾燥 炉を設置する工場・事業場	33
	排出基準	大防法	大防法 法対象ばい煙発生施設 (P3~) (ボイラー等)		24
	(濃度基準)	県指導 要領		大気指定工場等に設置する法対象ばい煙発生施 設	33
窒素酸化物	総量規制	市条例		大気規制工場(施設の定格能力の合計が重油の 量の換算 500L/時以上)	59
	低 NOx 型小型燃焼機器 普及促進指針	市条例		法、条例の規制対象にならない小型燃焼機器	33
有害物質注1	排出基準	大防法		法対象ばい煙発生施設 (P3~) (廃棄物焼却炉等)	23
(窒素酸化物を除く)	(濃度基準)	県条例	市内全域	条例対象ばい煙発生施設(P3~) (法対象施設より小規模な施設等)	30
有害大気汚染物質 (指定物質 ^{注2})	指定物質抑制基準 (濃度基準)	大防法		指定物質排出施設	32
揮発性有機化合物 (VOC)	排出基準 (濃度基準)	大防法		揮発性有機化合物排出施設 (塗装施設及び乾燥施設等)	35
炭化水素系物質	構造並びに使用及び管理に関する規制	県条例		炭化水素系物質発生施設 (ガソリンの貯蔵施設等)	38
特定粉じん (石綿)	敷地境界における濃度 規制	大防法		特定粉じん発生施設 (石綿を含む製品の製造に用いる切断機等)	39
特定建築材料 (吹付け石綿等)	作業基準に関する規制	大防法	吹付け石綿等を使用している建築物等		40
一般粉じん	構造並びに使用及び管 理に関する規制	大防法		一般粉じん発生施設 (堆積場、ベルトコンベア等)	46
粉じん	構造並びに使用及び管 理に関する規制	県条例		粉じん発生施設 (堆積場、ベルトコンベア等)	46
水銀等	排出基準 (濃度基準)	大防法		水銀排出施設 (廃棄物焼却炉等)	48
ダイオキシン類	排出基準 (濃度基準)	ダイオ法		ダイオ法対象特定施設 (廃棄物焼却炉等)	56

^{※1} 大気汚染防止法では5物質、県条例では24物質(物質名はP2参照)

^{※2} 指定物質はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質

第1章 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例

(1) ばい煙

ア ばい煙としての規制物質(法第2条、法施行令第1条、県条例第2条、県条例施行規則第3条)

法	県 条 例
1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) 窒素酸化物 (7物質)	1 硫黄酸化物 2 ばいじん 3 有害物質 (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) ベンゼン (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素 (8) シアン及びその化合物 (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン (11) キシレン (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン (14) メチルアルコール (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル (17) メチルエステル (17) メチルエステル (17) メチルエステル (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロメタン (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン (24物質)

イ ばい煙発生施設 (法第2条第2項、法施行令第2条、県条例施行規則第4条) (その1)

項番	号**1	プログログ 大・大学 NT	対象規模			
法	条例	ばい煙発生施設	法	県条例		
1	1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気 又は廃熱のみを使用するものを除く)	燃焼能力が重油換算 50 L/時以上	伝熱面積 8㎡以上		
2	2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供す るガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの処 理能力 20 t /日以上			
		(重油換算の方法注意) ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器で あって、水素の製造能力が毎時1,000㎡/時未満	又は バーナーの燃料の燃焼 能力が重油換算 50 L/時以上	又は 同 左 40 L/時以上		
		の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用する ものに限る。)の重油換算は右式による。 (平成29年1月6日付け環水大大発第1701061号	(重油換算の方法注意) 重油換算量(L/時) = 気体燃料の燃料能力(㎡/時)×気体の発熱量(kJ/㎡)÷40,000	(重油換算の方法注意) 同左		
3	3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び煆焼炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (条例…16の項に掲げるものを除く)	原料の処理能力 1 t /時以上	同 左 0.5 t /時以上		
4	4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む)、転炉及び平炉 (法…14の項に掲げるものを除く) (条例…16の項に掲げるものを除く)				
5	5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解 炉 ^{注3} (法…こしき炉、14、24、25、26の項		又は 同 左		
		に掲げるものを除く) (条例…16、26、27、28の項に掲げる ものを除く)	0.5㎡以上又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算	0.25㎡以上 又は 同 左		
			50 L/時以上 又は 変圧器の定格容量	40 L/時以上 又は 同 左		
			200kVA以上	150kVA以上		

- ※ 1 項番号とは、法では法施行令別表第1の項番号、県条例では県条例施行規則別表第1の項番号をいう。
 - 2 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。
- 注1 重油換算【主に対象施設の規模判定に使用】とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16 ㎡、固体燃料 16kg を重油 10L に換算することをいう。 【昭和 46 年 8 月 25 日付け環大企第 5 号通知】このハンドブックにおいて、気体の体積は、温度が零度であって圧力が 1 気圧の状態における量に換算したものをいう。ただし、特段の記載がある場合を除く。

[ガス発生炉の一部(上記参照)及び気体を燃料とするガス機関を除く]

- 2 県条例の規制対象となるばい煙発生施設は、法第2条第2項に規定するばい煙発生施設(法施行令別表第1の11の項に掲げる施設で県条例規則別表第1の37、38 に該当する施設並びに法施行令別表第1の12、28 の項に掲げる施設を除く。)及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置されるものを除く施設をいう。【県条例施行規則第4条】
- 3 炉床非伝導式直接弧光炉は、構造並びに使用及び管理に関する規制(p33)があることに注意

(その2)

		T	T	(その2)
項都	番号	ばい煙発生施設	対象	規模
法	条例	16个年几工心的	法	県条例
6	6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若し	火格子面積 1㎡以上	火格子面積 0.8㎡以上
		くは金属製品の熱処理の用に供する加	又は	
		熱炉	羽口面断面積	又は
		(条例…32の項に掲げるものを除く)	0.5㎡以上	
			又は - 145/19/ - 145/14	
7	7	石油製品、石油化学製品又はコールタ	バーナーの燃料の燃焼	バーナーの燃料の燃焼
		ール製品の製造の用に供する加熱炉	能力が重油換算 50 L/時以上	能力が重油換算
			又は 20 L/時以上	40 L/時以上
			交に 変圧器の定格容量	
			200kVA以上	
8	8	 石油の精製の用に供する流動接触分解	触媒に附着する炭素の	同左
		装置のうち触媒再生塔	燃焼能力	
		TO DESCRIPTION OF THE PROPERTY	200kg/時以上	 100kg/時以上
8	9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収	バーナーの燃料の燃焼	同左
0 D		1 個別へが存装値に附属する 1 関	能力が重油換算	
2		表色のプラががが	6 L/時以上	】 3 L/時以上
9	10	宏光制日の制法の田に供えては出場	•	•
9	10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及	火格子面積 1㎡以上	
		び溶融炉	又は	又は
10	11	無機化学工業品又は食料品の製造の用	バーナーの燃料の燃焼	同左
		に供する反応炉(カーボンブラック製	能力が重油換算	
		造用燃焼装置を含む)及び直火炉	50 L/時以上	40 L/時以上
		(法…26の項に掲げるものを除く)	又は	又は
		(条例…28の項に掲げるものを除く)	変圧器の定格容量	同左
11	12	乾燥炉	200kVA以上	80kVA以上
		(法…14、23の項に掲げるものを除く)	[注] 輸送用機械器具製造	
		(条例…16、25の項に掲げるものを除く)	用の塗装用乾燥施設及びフ	
			エノール樹脂、メラミン樹 脂、尿素系樹脂の製造用乾	
			燥施設は、県条例の届出も	
			必要	
12	13	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバ	変圧器の定格容量	同 左
		イドの製造の用に供する電気炉 ^注	1,000kVA以上	600kVA以上
			[注] 法対象施設は県条例	[注] 法対象施設は県条例
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の届出も必要	の届出も必要
13	14	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上	同左 2㎡以上
			又は	又は
			焼却能力	同左
			200kg/時以上	150kg/時以上
_	15	金属表面の付着油の処理施設(燃焼式		バーナーの燃料の燃焼
		のものに限る)	_	能力が重油換算
				5 L/時以上
	•			

注 骨材乾燥炉及び製鋼又は合金鉄の製造用電気炉は、構造並びに使用及び管理に関する規制(p33)があることに注意

項番	子子		対象規模		主	<u> </u>
法	条例	ばい煙発生施設	法	796 17		
14		銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙	原料の処理能力	同	左	21(2)(7)
	10	焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、	0.5 t / 時以上		<u>ا</u>	0.3 t /時以上
		溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む)、転炉、	- O. O t / M 女上 - 又は		又は	0.0 0 / 州外上
		溶解炉及び乾燥炉				0.3㎡以上
			又は		又は	,
			羽口面断面積		左	
			0.2㎡以上			0.15㎡以上
			又は	-	又は	
			バーナーの燃料の燃焼	同	左	
			能力が重油換算			
			20 L/時以上			10 L/時以上
15	17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウム	容量	回	左	
		の製造の用に供する乾燥施設	0.1m ³ 以上			0.05㎡以上
16	18	塩素化エチレンの製造の用に供する塩	原料として使用する塩	回	左	
		素急速冷却施設	素(塩化水素にあって			
17	19	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	は塩素換算量)の処理			
			能力 50kg/時以上			40kg/時以上
18	20	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するも	バーナーの燃料の燃焼	同	左	
		のに限る)の用に供する反応炉	能力が重油換算			
			3 L/時以上			2 L/時以上
19	21	化学製品の製造の用に供する塩素反応	原料として使用する塩	同	左	
		施設、塩化水素反応施設及び塩化水素	素(塩化水素にあって			
		吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガス	は塩素換算量)の処理			
		を使用するものに限り前3項に掲げる	能力			
		もの及び密閉式のものを除く)	50kg/時以上			30kg/時以上
20	22	アルミニウムの製錬の用に供する電解	電流容量	同	左	
		炉	30kA以上			20kA以上
21	23	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合	原料として使用するり	同	左	
		肥料の製造(原料としてりん鉱石を使	ん鉱石の処理能力			
		用するものに限る)の用に供する反応	80kg/時以上			50kg/時以上
		施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	又は		又は	
			バーナーの燃料の燃焼	同	左	
			能力が重油換算			(91.01.1
			50 L/時以上	_		40 L/時以上
			又は		又は	
			変圧器の定格容量	[P]	左	1501-374101
00	0.4	と。最の制作の田ヶ州ナフルで売売	200kVA以上		+	150kVA以上
22	24	ふっ酸の製造の用に供する凝縮施設、 吸収拡張なび素物拡張 (密則式のたの	伝熱面積 10㎡以上		左マル	5㎡以上
		吸収施設及び蒸溜施設(密閉式のもの を除く)	又は ポンプの動力	同	又は 左	
		で 休 \ 丿	.,	问	工	0 2751PL L
			1kw以上			0.375kw以上

項番	等号				
	条例	ばい煙発生施設	法		県条例
23	25	トリポリりん酸ナトリウムの製造(原	原料の処理能力	同左	
		料としてりん鉱石を使用するものに限	80kg/時以上	' ' _	50kg/時以上
		る)の用に供する反応施設、乾燥炉及	又は	又は	
		び焼成炉	火格子面積	同左	
			1 m²以上		0.8㎡以上
			又は	又は	
			バーナーの燃料の燃焼	同左	
			能力が重油換算		
			50 L/時以上		40 L/時以上
24	26	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)	7	同左	
			能力が重油換算		
		に供する溶解炉	10 L/時以上		5 L/時以上
			又は	又は	
			変圧器の定格容量	同左	0.01.11.10.1
0.5	0.7	が、花房地の知りをは、よりたない。	40kVA以上		20kVA以上
25	27	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼	同左	
			能力が重油換算		2 L/時以上
			4 L/時以上 又は	又は	2 L/时以上
			変圧器の定格容量	同左	
			多圧品の足俗谷里 20kVA以上		10kVA以上
26	28	公系顔料の製造の用に供する溶解炉、	容量	同左	TORVINOL
		反射炉、反応炉及び乾燥施設	0.1㎡以上	' '	0.08㎡以上
			又は	又は	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			バーナーの燃料の燃焼	同左	
			能力が重油換算		
			4 L/時以上		2 L/時以上
			又は	又は	
			変圧器の定格容量	同左	
			20kVA以上		10kVA以上
27	_	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂	硝酸を合成し、漂白し、又		
		白施設及び濃縮施設	は濃縮する能力		_
		〔昭和48年8月10日施行〕	100kg/時以上		
28	29	コークス炉	原料の処理能力	同左	
		〔昭和50年12月10日施行〕	20 t /目以上		20 t /目以上
			[注] 法対象施設は県条例 の届出も必要	[注]法: の届出も:	対象施設は県条例 必要
29	_	ガスタービン〔昭和63年2月1日施行〕	燃料の燃焼能力が重油		
30	_	ディーゼル機関	換算		_
		〔昭和63年2月1日施行〕	50 L/時以上		

				(その5)
項	番号) W	対象規	模 模
法	条例	ばい煙発生施設	法	県条例
31	_	ガス機関〔平成3年2月1日施行〕	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/時以上	
		(重油換算の方法注意) 平成2年12月1日付け環大規384号及び平成9 年2月12日付け環大規第32号	(重油換算の方法注意) 重油換算量 (L/時) =気体燃料の 燃料能力 (m³/時) ×気体の発熱量 (kJ/m³) ÷40,186.08 ※例えば、都市ガス (45MJ) の 場合は、31.3 (m³/h) が35 L/時 に相当する。	<u> </u>
32	_	ガソリン機関 〔平成3年2月1日施行〕	燃料の燃焼能力が重油換算 35 L/時以上	_
_	30	ビスコースの製膜施設及び製糸施設		
_	31	パルプ製造の用に供する蒸解施設、		原料の処理能力
		濃縮施設及び薬品回収施設		5 t /目以上
_	32	金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る)		バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
_	33	繊維の表面加工(合成樹脂を使用する ものに限る)の用に供する蒸絨施設		製品の処理能力 400m/時以上
_	34	合板の製造又は表面加工(合成樹脂 を使用するものに限る)の用に供す る乾燥施設		バーナーの燃料の燃 焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA以上
	35	イ 塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設 日 接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設及び調整施設 フィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設 スポープ マスルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設 の用に供する混合施設、溶解施設 の用に供する限力を関係がは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して		すべてのもの (注) 県条例施行規則第 3 条 第 5 号及び第 10 号かは、 12 号に掲げる物質と、 ルマルン、ノルマルン、ノルマルン シレン、クロール、 酢酸ブエロール、 チルエステル、トリクラク ルエステル、トリクラク エチレンをいう。

項番号		10°, 100 ot 11 LL:	対象規模				
法	条例	ばい煙発生施設	法	県条例			
_	36	カプロラクタムの製造の用に供する施		すべてのもの			
		設のうちベンゼン処理施設					
	37	輸送用機械器具製造の用に供する塗装		バーナーの燃料の燃焼能力			
		用乾燥施設		が重油換算50 L/時以上			
_	38	フェノール樹脂、メラミン樹脂、尿素		又は			
		系樹脂の製造の用に供する反応施設、		変圧器の定格容量			
		乾燥施設		200kVA以上の乾燥炉			
		(条例…34の項に掲げる施設を除く)		又は			
				伝熱面積10mg以上又はバ			
				-ナーの燃料の燃焼能力が			
				重油換算50L/時以上のボ			
				イラーから熱源を供給さ			
				れたもの			
	39	研磨布紙製造の用に供する塗工施設、		すべてのもの			
<u> </u>		乾燥施設					
_	40	鋳造の用に供するシェルモールド中子		すべてのもの			
		造型施設					
_	41	繊維製品製造の用に供する塗工コータ		すべてのもの			
		一施設					
_	42	トリクロロエチレンを使用する脱脂・		空気に接する面の面積			
		洗浄施設		3㎡以上			
_	43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂		空気に接する面の面積			
		• 洗浄施設		3㎡以上			
_	44	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄		空気に接する面の面積			
		施設		0.5㎡以上			
-	45	ウレタンの製造の用に供する発泡施設		すべてのもの			
	46	接着剤塗布施設		スプレーガンの吹付け			
				能力 30 L/時以上			
_	47	偏光フィルムの製造の用に供する延伸		すべてのもの			
		施設					
_	48	ウレタンフォーム原料製造の用に供す		すべてのもの			
		る反応施設、蒸発施設					
_	49	アクリロニトリルを使用する合成樹脂		すべてのもの			
		製造用反応施設、蒸発施設					
_	50	エチレンカーボネイト製造の用に供す		すべてのもの			
		る反応施設					
_	51	滅菌施設(医療業で使用されるものを		容量			
		除く)		3㎡以上			
				<u>I</u>			

- ウ 硫黄酸化物の規制 (法第3条、第5条の2、県条例第6条、同第27条)
- (7) 排出基準(K值規制)(法施行令第5条、法施行規則第3条、同第7条、県条例施行規則第9条) $q = K \times 10^{-3} H e^{2} により算出した量$

Kとは、法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値(下表)

q とは、硫黄酸化物の量(m³/時)

 $He = H_0 + 0.65 (Hm + Ht)$

(※陣笠有りの場合はHe=Ho=煙突高)

$$\text{H\,m} \; = \; \frac{0.795 \sqrt{\text{Q} \, \cdot \, \text{V}}}{1 + \frac{2.58}{\text{V}}}$$

H t =
$$2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288)$$
 (2.30log J + $\frac{1}{J}$ - 1) $\frac{1}{J}$ T:排出ガスの温度 (絶対温度)

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

He:補正された排出口の高さ(m)

H₀:排出口の実高さ(m)

. Q:15℃における排出ガス量

(m³/秒)

【 V:排出ガスの排出速度(m/秒)

(法施行令第5条、法施行規則第3条、県条例施行規則第9条別表第6) K値

	4-1 111	T. I	設置年月日					
地域	地域	番号	法			県条例		
	法	県条例	~S47.1.4	S47. 1. 5~S49. 3. 31	S49. 4. 1~	~S49. 9. 29	S49. 9. 30~	
名古屋市	49	1	3. 0	2. 92	1. 17	3. 0	1. 17	

- 注 1 小型ボイラー (伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー) については、昭 和60年9月10日以降に設置されるものが適用される。
 - 2 ガスタービン及びディーゼル機関で非常用施設*、及び排出ガス量が1万㎡/時未満の既設施設(昭和63年 1月31日以前に設置されたもの)については適用されない。
 - 3 ガス機関及びガソリン機関で非常用施設については適用されない。
 - 注 計算例は、別冊計算例 P1 を参照
 - ※ 非常用施設の区分に当たっては、停電時、災害時事故時に用いられる施設であって下記の通知の別紙に例

【ガスタービン、ディーゼル機関に係る規制に当たっての留意事項について(昭和62年11月6日環大規第 237号)]

(イ) 総量の規制

法 5 条の 2、法施行令第 7 条の 2~3、法施行規則第 7 条の 2~3 昭和 51 年 3 月 31 日愛知県告示第 328 号、

県条例施行規則第26条、同第27条、同第28条、同第29条

	法 (総量規制)	県条例 (総排出量規制)
対 象 工場等	特定工場等 全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設 (注 P3参照)を定格能力で運転する場合に おいて使用される原料及び燃料の量を重油 の量に換算したものが500 L/時以上の工場 ・事業場	大気指定工場等 1 大気指定施設 (P14、表2参照) の燃焼設備の燃料 (金属の製錬又は鋳造の用に供する溶解炉において使用されるコークス及び廃棄物焼却炉において焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚でいを含む。) の燃焼能力の合計が重油に換算した量 (次表により重油の量に換算した量) で500 L/時以上の工場等
		2 水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉において原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上である工場等
		3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)又は煆焼炉における原料の処理能力が1t/時以上の工場等
	注 総量規制が適用されるばい煙発生施設は、法施行令別表第1の1の項から14の項まで、18の項、21の項、23の項から26の項まで及び28の項から32の項までのものである。ただし、29の項から32の項までのうち、非常用施設については除く。	4 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉又は溶解炉において、原料として使用するりん鉱石の処理能力が80kg/時以上又は変圧器の定格容量が200kVA以上である工場等 5 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉又は焼成炉における原料の処理能力が80kg/時以上である工場等
対象 地域	名古屋市全域	名古屋市全域
適用日	昭和51年4月1日	昭和49年9月30日
基準式	1. 既設の特定工場等 Q = a W ^{0.95}	1 既設の大気指定工場等 Q=0.7R ₁ (αS ₁ -αS ₂) (aW ₁ +b) +0.7R ₂ αS ₂ (aW ₁ +b) +R ₄ Q'
	 2. 特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等 Q = a W^{0.95}+ r a' { (W+Wi) ^{0.95}-W^{0.95}} Q: 硫黄酸化物の排出許容量 (m³/h) 	2 既設の大気指定工場等の施設の設置、変更、廃止

d			
		法 (総量規制)	県条例 (総排出量規制)
	基準式	W:昭和51年3月31日(小型ボイラー(伝熱面積が10㎡未満のもの。以下同じ。)は、昭和60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年1月31日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(L/時) Wi:昭和51年4月1日(小型ボイラーは、昭和60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、昭和63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は平成3年2月1日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃	$+ R_3 [0.7 \alpha S_3 \{ (a W_2 + 1) \}]$
			1

a, a', r:定数(P13表参照)

原料の合計値(L/時)

 $(\alpha S_1 - \alpha S_2)$ $(a W_1 + b)$ $\alpha S_2 (a W_1 + b)$ $7 \alpha S_3 \{ (aW_2+b) \}$ $+ b) + Q" + R_4Q'$

 $\alpha S_3 (aW_2+b) +Q$ "}

ľと物の排出許容量(m³/h)

9年9月29日現在の大気指定 燃焼能力の合計値(L/時)

『定施設の燃焼能力の合計値

(L/時)

a, b, R_1 , R_2 , R_3 , αS_1 , αS_2 , αS_3 :定数(P13表参照)

燃料の種類	燃料の量	重油の量(単位 L)	
原油		0. 95	
軽油	1 1	0. 95	
ナフサ	1 L	0.90	
灯油		0.90	
石炭		0. 65	
コークス		0. 75	
液化天然ガス(LNG)		1. 30	
液化石油ガス(LPG)		1. 20	
都市ガス		1. 30	
コークス炉ガス	1 kg	1.00	
オフガス		1.30	
転炉ガス		0. 14	
高炉ガス		0.06	
電気炉ガス		0. 22	
プロセスガス		0. 29	
その他の燃料	1 L (固体燃料又は気体	当該燃料の1L(固体燃料又は気	
	燃料にあっては、1kg)	体燃料にあっては1kg)当たりの発	
		熱量に相当する発熱量を有する	
		重油(重油1L当たりの総発熱量は	
		、41,441.895kJとする。)の量	

燃料の 重油の 量への 換 算

- 備考1 都市ガスとは、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第3項に規定するガス小売事業 者により供給されるガス(同条第1項に規定する特定ガス発生設備において発生させ、導 管により供給されるものを除く。)及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者が行う 同条第5項に規定する最終保障供給により供給されるガスをいう。
 - 2 コークス炉ガスとは、石炭をコークス炉で乾留したときに得られるガスをいう。
 - 3 オフガスとは、製油所等における蒸留・分解・改質等の工程で副生する軽質ガスをいう。
 - 4 電気炉ガスとは、製銑の用に供する密閉型電気炉において回収されるガスをいう。
 - 5 プロセスガスとは、アンモニアを合成する工程において発生するアンモニア合成用原料ガ スをいう。

【昭和50年3月10日(環境庁告示13号)、昭和56年9月30日(環境庁告示82号)】 【昭和51年3月31日(愛知県告示第328号)】

原料の 備考 重油の	
原料 の 種 類 原料 の 種 類 原料 の 種 類 原料 の 種 類 の量 (上)	設も定っW るる料硫にのて届以た ささ置の量燛お。0. 5. 能施 のの「Q化 0. 5. 後増核にの施てı 大も以黄設工は出外硫 れれす燃 設い 31 S0 力設 変能″物 31 S0 の設施係を設大の 気の外酸置事、のの黄 るてる焼 のて) x)の 更力」排 x の設

県条例(総排出量規制) ~備考の続き~

 $Q = q + R_3 [0.7 \alpha S_3 \{ (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \} + Q'']$

法、県条例に基づく総量規制の定数一覧

· 法

a	a'	r	
2.17×10^{-3}	2.17×10^{-3}	1/3	

• 県条例

R 1	R 2	Rз	R 4
0	1.0	1.0	0.31

α S ₁	α S ₂	α S 3	
<u>0.771-0.027log y 1</u>	<u>0.432-0.035log y 1</u>	<u>0.144-0.012log y 2</u>	
100	100	100	

 $y_1 = a W_1 + b$, $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備			
の燃料の燃焼能力の合計	a	b	
(重油の量に換算した1時間あたり)			
500 L 以上 1,000 L 未満	0. 643	16	
1,000 L 以上 5,000 L 未満	0. 743	-84	
5,000 L 以上 10,000 L 未満	0.606	620	
10,000 L 以上	0.861	-1,930	

- 注1 上記の定数は法、県条例とも全て名古屋区域のものである。
 - 2 燃料の燃焼能力の合計が 500L 未満の場合は、a=0、b=0 とする。

計算例は、別冊 P2 参照

☆ 『重油換算』と『重油の量への換算』とは異なることに注意

	重油換算	重油の量への換算		
使用法	ばい煙発生施設の規模の算定	総量規制、総排出量規制の規模、規制の算定		
換算方法	液体燃料10L、気体燃料16㎡、固体燃	熱量を基に換算係数が定められている		
	料16kgを各々重油10Lに換算	軽油1Lを重油0.95L、灯油1Lを重油0.90L、		
	(※例外 ガス発生炉の一部 (P3参照)	都市ガス1㎡を重油1.066Lに換算 等		
	及び気体を燃料とするガス機関)			

表 2 大気指定施設(県条例第 26 条、県条例施行規則第 25 条 別表第 12) (その1)

項			項	17 规则第 23 宋 別衣弟	
番号	大気指定施設	対象規模	番号	大気指定施設	対象規模
1	ボイラー			石油ガス洗浄装置に附属	
	(熱風ボイラーを含み、			する硫黄回収装置のうち	
	熱源として電気又は廃熱			燃焼炉	6 L/時以上
	のみを使用するものを除		9	窯業製品の製造の用に供	
	<)			する焼成炉、溶融炉及び	又は
2	水性ガス又は油ガスの発			加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能
	生の用に供するガス発生		10	無機化学工業品又は食料	力が重油換算
	炉及び加熱炉	20 t /目以上		品の製造の用に供する反	
		又は		応炉(カーボンブラック	又は
		バーナーの燃料の燃焼能 力が重油換算		製造用燃焼装置を含む)	変圧器の定格容量
		万/4·重価換算 50L/時以上		及び直火炉	200kVA以上
3	 金属の精錬又は無機化学			(21の項に掲げるものを	
J	工業品の製造の用に供す			除く)	
	工業品の製造の角に展り		11	乾燥炉	
	ット焼成炉を含む)及び			(15、18の項に掲げるも	
		力が重油換算		のを除く)	1.1/
	(15の項に掲げるものを	50 L/時以上	12	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上
	除く)	00 27 1912			又は let tubb ナー cool /ut DV l
4	金属の精錬の用に供する				焼却能力 200kg/時以上
	溶鉱炉(溶鉱用反射炉を				又は
	含む)、転炉及び平炉				燃焼設備の燃焼能力が重 油換算
	(15の項に掲げるものを				60 L/時以上
	除く)		13	石油の精製の用に供する	触媒に付着する炭素の燃
_	人見の特制力は体体の円	.L. 4d フ オ (本 1 2 D.L.)	13	流動接触分解装置のうち	
5	金属の精製又は鋳造の用			触媒再生塔	200kg/時以上
	に供する溶解炉 (15の原及び10から 21の	又は	14	製銑、製鋼又は合金鉄若	
	(15の項及び19から21の 項に掲げるものを除く)	羽口面断面積 0.5m ² 以上	14	しくはカーバイドの製造	
6	金属の鍛造若しくは圧延	0.5m 以上 又は		の用に供する電気炉	1,000111201
O	金属の戦 宣右しくは圧延 又は金属若しくは金属製	バーナーの燃料の燃焼能			
	品の熱処理又は溶融亜鉛	力が重油換算	15	銅、鉛又は亜鉛の精錬の	原料の処理能力
	メッキの用に供する加熱	50 L/時以上		用に供する焙焼炉、焼結	0.5 t /時以上
	ケッパのMic Ry Smilk	又は		炉 (ペレット焼成炉を含	
7	// 石油製品、石油化学製品	変圧器の定格容量		む)、溶鉱炉(溶鉱用反射原な含む)、転原な容	
	又はコールタール製品の	200kVA以上		射炉を含む)、転炉、溶 解炉及び乾燥炉	又は 羽口面断面積
	製造の用に供する加熱炉			PIF N° IX U`PLIKEN'	初口面断面傾 0.2m ² 以上
	AND TO THE PARTY OF THE PARTY O				0.2m ⁻ 以上 又は
					バーナーの燃料の燃焼能
					力が重油換算
					20 L/時以上
			<u> </u>		20 L/時以上

項	I. Æ ₩S Æ ₩E ⊃D	1.1 <i>E</i> 2 100 1440
番号	大気指定施設	対象規模
16	活性炭の製造(塩化亜鉛	バーナーの燃料の燃焼能
	を使用するものに限る)	力が重油換算
	の用に供する反応炉	3 L/時以上
17	りん、りん酸、りん酸質	原料として使用するりん
	肥料又は複合肥料の製造	鉱石の処理能力
	(原料としてりん鉱石を	80kg/時以上
	使用するものに限る)の	又は
	用に供する反応施設、濃	バーナーの燃料の燃焼能
	縮施設、焼成炉及び溶解	力が重油換算
	炉	50 L/時以上
		又は
		変圧器の定格容量
		200kVA以上
18	トリポリりん酸ナトリウ	原料の処理能力
	ムの製造(原料としてり	80kg/時以上
	ん鉱石を使用するものに	又は
	限る)の用に供する反応	火格子面積 1m ² 以上
	施設、乾燥炉及び焼成炉	又は
		バーナーの燃料の燃焼能
		力が重油換算
		50 L/時以上
19	鉛の第二次精錬(鉛合金	バーナーの燃料の燃焼能
	の製造を含む)又は鉛の	力が重油換算
	管、板若しくは線の製造	10 L/時以上
	の用に供する溶解炉	又は
		変圧器の定格容量
		40kVA以上
20	鉛蓄電池の製造の用に供	バーナーの燃料の燃焼能
	する溶解炉	力が重油換算
		4 L/時以上
		又は
		変圧器の定格容量
		20kVA以上

		((0) 2)	
項 番号	大気指定施設	対象規模	
21	鉛系顔料の製造の用に供	容量	
	する溶解炉、反射炉、反	0.1m³以上	
	応炉及び乾燥施設	又は	
		バーナーの燃料の燃焼能	
		力が重油換算	
		4 L/時以上	
		又は	
		変圧器の定格容量	
		20kVA以上	
22	コークス炉	原料の処理能力	
		20 t/目以上	
23	金属表面の付着油の処理	バーナーの燃料の燃焼能	
	施設(燃焼式のものに限	力が重油換算	
	る)	5 L/時以上	
24	加熱炉 (2、6、7、9の項	バーナーの燃料の燃焼能	
	に掲げるものを除く)及	力が重油換算	
	び熱風炉	50 L/時以上	

- 注 硫黄酸化物を排出しない施設として、次に掲げる施設等は、大気指定施設には該当せず、 W_1 又は W_2 に加算されない。
 - (1) 木くず燃焼施設 (混焼の場合は、木くずの燃焼量のみ W_1 又は W_2 に加算しないものとする。)
 - (2) 金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射 炉を除く。)
 - (3) 項番号 5、6、7、9、10、11、14、19、20 及び 21 に掲げる施設のうち電気を熱源とする施設
 - (4) 廃棄物焼却炉のうち、ごみ等を焼却し、硫黄酸化物を排出しない施設(燃焼用のバーナー能力及び焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚泥の燃料能力は、W1又はW2に加算するものとする。)

【昭和51年5月31日(愛知県51公対第166号)】

(ウ) 燃料使用基準(法第15条、同第15条の2)

(a) 季節による燃料使用基準

(法第15条、法施行令第9条、昭和48年2月2日愛知県告示第86号)

燃料の種類	適用区域(☆)	工場・	燃料使用基準	適用期間
かがり埋類		事業場の別	(硫黄含有率)	迪 用
重油その他の	名古屋市の区域のうち、南区天白町から 宝神町に至る一般国道1号線*1と天白川 右岸線との交会点を起点とし、順次同右 岸線、植田川右岸線、一般国道153号線、	工場	0.5%以下	左 睭
石油系の燃料	市道八事線、県道名古屋長久手線、市道 田代本通線、市道天満通線、矢田川左岸 線、庄内川左岸線及び南区天白町から宝 神町に至る一般国道1号線を経て起点に 至る線で囲まれた区域	事業場 0.5%以下	年間	

- 備考 この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。
- ※1 ここでいう一般国道1号線は、現在の一般国道23号をいう。

(b) 指定地域における燃料使用基準(法第15条の2、昭和51年3月31日愛知県告示第329号)

燃料の種類	区域	工場等の規模	燃料使用基準 (硫黄含有率)
重油その他の石油系燃料	名古屋市	工場又は事業場に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものの合計が1時間当たり500L未満の工場・事業場	0.5%以下



	\	特定工場等 (総量規制対象工場 P11参照)	特定工場等以外
適用	内	燃料使用基準は適用 対象 (a) (法の総量規制基準も適用)	燃料使用基準は 適用 対象 (a) & (b)
区域 (☆)	外	燃料使用基準は適用 対象外 (法の総量規制基準は適用)	燃料使用基準は 適用 対象 (b)

備考

- ・非常用施設(ガスタービン、ディーゼル機関、ガス 機関、ガソリン機関)にかかる燃料使用基準について は適用猶予。
- ・排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設で使用される燃料の硫黄含有率は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとして取り扱う。

エ ばいじんの規制(法第3条、県条例第6条)

法施設の排出基準(法第3条、法施行規則第4条、第7条、昭和48年3月30日愛知県条例第4号)

(その1)

														((()) 1)
項			設置年月日		~S46	. 6. 23				∽S57. 5		S57. 6		
番		ばい煙発生	基準の種類	上乗t	せ基準	一 排出	般 基準	旧 华 排出		一 排出	般 基準	特 排出	別 基準	備考
号		施設の種類	排出ガス量 (万㎡/h)	g/m³	On ^{注3} (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	
		1	20以上	0.05	0 s	0.05	5	0.05	0 s	0.05	5	0.03	5	
		ガスの専焼	4∼ 20	0.10	0 s	0.05	5	0.05	0 s	0.05	5	0.03	5	
		(⑥を除く)	1~ 4	0.20	0 s	0.10	5	_		0.10	5	0.05	5	
			1未満	_		0.10	5	_		0. 10	5	0.05	5	上乗せ基準と一般排出基準、
		2												又は、旧特別排出基準と一
		液体燃料(黒液	2001	0.05		0.05		0.05		0.05		0 04		般排出基準が適用される施
		を除く。以下同	20以上	0.05	0 s	0.07	4	0.05	0 s	0.05	4	0.04	4	設に係る排出基準は、いず
		じ。)の専焼並	4 ~ 20	0.10	0 s	0. 18	4	0.05	0 s	0. 15	4	0.05	4	れか厳しいものとする。
		びにガス及び液	1~ 4	0.20	0 s	0. 25	4	0. 20	0 s	0. 25	4	0. 15	4	
		体燃料の混焼	1未満	_		0.30	0 s	_		0. 20	0 s	0.15	0 s	
	ボ	(3・6を除く)												
	イ	3												
	ラ	黒液の専焼並び	20以上	0. 20	0 s	0. 20	0 s	_		0. 15	0 s	0.10	0 s	上乗せ基準と一般排出基準
	1	に黒液及びガ	4 ∼ 20	0.20	0 s	0.35	0 s	_		0. 20	0 s	0. 15	0 s	が適用される施設に係る排
	,	ス又は液体燃	1~ 4	0.20	0 s	0.35	0 s	_		0. 20	0 s	0. 15	0 s	出基準は、いずれか厳しい
	·	料の混焼	1未満	_		0.35	0 s	_		0. 20	0 s	0. 15	0 s	ものとする。
	小	(⑥を除く)												
	型	(4)												
1	ボ	こ 石炭を燃焼させ	20以上	0.20	0 s	0. 15	6	_		0. 10	6	0.05	6	
	イ	るもの	4~20	0. 20	0 s	0. 25	6	0. 20	0 s	0. 20	6	0.10	6	
	ラ	(⑥を除く)	1~ 4	0. 20	0 s	0.35	6	0. 20	0 s	0.30	6	0. 15	6	上乗せ基準と一般排出基準、
]	(0 = 1/1)	1未満	_		0.35	6	0. 20	0 s	0.30	6	0. 15	6	又は、旧特別排出基準と一
	は	5	2711117											般排出基準が適用される施
	除	低品位炭(発熱	20以上	0.40	0 s	0.45	6	0.40	0 s	0. 45	6	0.05	6	設に係る排出基準は、いず
	<	量20,930	4~20	0.40	0 s	0. 45	6	0.40	0 s	0. 45	6	0. 10	6	れか厳しいものとする。
		kJ/kg以下の	1~ 4	0.40	0 s	0. 45	6	0.40	0 s	0. 45	6	0. 15	6	1,000 / 000
		もの。)を燃焼	1未満	_		0. 45	6	_	0.5	0. 45	6	0. 15	6	
		させるもの (⑥を除く。)	17/(1)			0. 10	0			0. 10	· ·	0.10	· ·	
		6												
		触媒再生塔に	_	_		0.30	4	燃料か		0. 20	4	0. 15	4	
		附属するもの				0.00	4	ら判断		0.20	T	0.10	T	
		7												
		上記以外のもの	20以上	0. 20	0 s	0.30	0 s			0. 20	0 s	0. 15	0 s	上乗せ基準と一般排出基準
		エカレングトップのリ	4~20	0. 20	l	0.30	0 s			0. 20	0 s	0. 15	0 s	が適用される施設に係る排
			$1 \sim 4$	0. 20		0. 30	0 s			0. 20	0 s	0. 13	0 s	出基準は、いずれか厳しい
					US	0.40				0. 20	0 s	0. 20		ものとする。
			1未満			0.40	0 s	_		0. 40	US	0.20	0 s	

注1 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。

4 0n: 排出ガス中の標準の残存酸素濃度

0s:排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は20%とする)

On の欄の Os とある施設及び電気を熱源とする施設は、標準酸素濃度への換算(上記式の補正)を行わない。

5 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

² 小型ボイラーとは、「伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。

³ 換算ばいじん濃度= (測定ばいじん濃度) × <u>(21-0n)</u> (21-測定酸素濃度)

項			設置年月日	~S60.	9.9	S60. 9. 10	~H2.9.9	H2. 9.	10~		
番番		ばい煙発生	基準の種類	_		一般排品	出基準	特別排出	出基準	備	考
号		施設の種類	排出ガス量 (万㎡/h)	g/m^3	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)		
		① ガスの専焼 (⑥を除く)	_	当分の間を適用し		当分の間を適用し		当分の間 を適用し			
	ボイラ	② 軽質液体燃料〔灯油、軽油、A重油 〕を専焼させるもの並びにガス及び 軽質液体燃料を混焼(⑥を除く)		当分の間を適用し		当分の間 を適用し		当分の間 を適用し			
	一 (小	③ 液体燃料(軽質液体燃料及び黒液を除く。以下同じ。)の専焼並び	1以上	当分の間		0.30	4	0. 15	4		
1	· 型 ボ	にガス及び液体燃料の混焼	1未満	を適用し	ない。		0 s		0 s		
	イラーに	④ 黒液の専焼並びに黒液及びガス又 は液体燃料の混焼 (⑥を除く)		当分の間 を適用し		0.30	0 s	0. 15	0 s		
	限る)	⑤ 石炭を燃焼させるもの (⑥を除く)	-	当分の間を適用し		0.30	6	0. 15	6		
		⑥ 触媒再生塔に附属するもの	_	当分の間 を適用し		0.30	4	0. 15	4		
		⑦ 上記以外のもの	_	当分の間 を適用し		0.30	0 s	0. 20	0 s		

注 小型ボイラーとは、「伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。

Г			設置年月日		~S46	. 6. 23		S46	6 24	~S57. 5.	31	S57. 6	1~	
項	2 m 2 . 16	II 70 / I				_	般	旧集		_	般	特	別	
番		亜発生 の種類	基準の種類	上乗せ	ナ基準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	備考
号	加西拉文。	フ1重大只	排出ガス量 (万㎡/h)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	VIII 77
2	ガスる	発生炉	_	_		0.05	7	_		0.05	7	0.03	7	上乗せ基準と一般排出基準、 又は、旧特別排出基準と一 般排出基準が適用される施
2	ガスカ	11熱炉	_	_		0. 10	7	0. 10	0 s	0. 10	7	0.03	7	設に係る排出基準は、いず れか厳しいものとする。
	焙炸	尭 炉	4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
	AD A	# <i>N</i>	4未満	_		0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.10	0 s	
	フェ	_{ロマン}	4以上	0.20	0 s	0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	上乗せ基準と一般排出基準
3	焼ガン	/製造用	4未満	0.20	0 s	0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	が適用される施設に係る排
3	炉を	の他	4以上	0.20	0 s	0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.10	0 s	出基準は、いずれか厳しい
	″	V) E	4未満	0.20	0 s	0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.10	0 s	ものとする
	烟 炊	尭 炉	4以上	_		0.25	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	
	AFX /s	<i>y</i> L <i>y</i> y	4未満	_		0.30	0 s	_		0.20	0 s	0.15	0 s	
		高 炉	_	_		0.05	0 s	_		0.05	0 s	0.03	0 s	
	溶鉱炉	7 0 116	4以上	_		0. 15	0 s	-		0.10	0 s	0.08	0 s	
		その他	4未満	_		0. 15	0 s	_		0. 15	0 s	0.08	0 s	
4	転	炉	_			0. 10 (0.13)	0 s			0. 10 (0.13)	0 s	0.08	0 s	()内は燃焼型にかかる ものに適用する。
	平	炉	_	_		0.05	0 s	_		0.05	0 s	0.03	0 s	
			4以上	_		0. 10	0 s	_		0. 10	0 s	0.05	0 s	()内はアルミニウム地金 若しくは合金の製造又はアル
5	金属汽	容解炉	4未満	_		0. 20 (0.30)	0 s	_		0. 20 (0.30)	0 s	0.10	0 s	ミニウムの再生の用に供する 反射炉でS57.5.31以前に設置 されたものに適用する。

													(その3)
		設置年月日		~S46	. 6. 23		S46	6. 24	~S57. 5.	. 31	S57. 6	6.1∼	
項	ばい煙発生	基準の種類	上乗		_	般	旧华		_	般	特	別	
番	施設の種類		基	準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	備考
号		排出ガス量	g/m³	On	g/m³	On	g/m³	On	g/m³	0n	g/m³	0n	
		(万㎡/h) 4以上	_	(%)	0. 15	(%) 0 s	_	(%)	0. 10	(%) 0 s	0. 08	(%) 0 s	
6	金属加熱炉	45人工	_		0. 15	0 s			0. 10	0 s	0. 00	0 s	
													旧特別排出基準と一般排出
		4以上	_		0. 10	6	0. 10	0 s	0.10	6	0.05	6	基準が適用される施設に係
		1~ 4			0. 15	6	0. 10	0 s	0. 15	6	0. 08	6	る排出基準は、いずれか厳
7	石油加熱炉	1~ 4			0. 15	О	0. 10	U S	0. 15	О	0.08	О	しいものとする。 ()内は、潤滑油の製造
		1未満	_		0. 15	6	0. 10	0 s	0. 15	6	0. 08	6	の用に供するもので、
		->1-11-11-4			(0.18)				(0.18)				S57.5.31以前に設置された
8	如 世玉生世		_		0.30	C	_		0. 20	6	0. 15	C	ものに適用する。
8-2	触媒再生塔 燃焼炉				0. 30	6 8	0. 10	0 s	0. 20	8	0. 15	6 8	
0 2	石灰 土中釜				0. 10	15	0. 10	0 s	0. 10	15	0. 03	15	-
	焼成炉 その他	_	_		0. 40	15	0. 30	0 s	0. 30	15	0. 20	15	
	MLPAN CV/IE	4以上	_		0. 10	10	0. 10	0 s	0. 10	10	0. 05	10	
	セメント焼成炉	4未満	_		0. 10	10	_	0.0	0. 10	10	0.05	10	
	耐火レンガ、												旧特別排出基準と一般排 出基準が適用される施設
	耐火物原料の	4以上	_		0. 10	18	0. 10	0 s	0. 10	18	0.05	18	に係る排出基準は、いず
	焼成炉	4未満			0. 20	18	0.20	0 s	0. 20	18	0. 10	18	れか厳しいものとする。
	その他の焼成炉	4以上	_		0.15	0 s	0.10	0 s	0. 15	0 s	0.08	0 s	旧特別排出基準と一般排 出基準が適用される施設
		4未満	_		0. 25	0 s	0.20	0 s	0. 25	0 s	0. 15	0 s	一口医単が適用される施設 に係る排出基準は、いず
	板ガラス、ガラス 繊維製品(ガラス	4以上	_		0. 10	15	0.10	0 s	0. 10	15	0. 05	15	れか厳しいものとする。
9	繊維を含む)製	4未満	_		0. 15	15	_	0 s	0. 15	15	0. 08	15	
	造用溶融炉	1> <			0.10	10		0.5	0.10	10	0.00	10	
	光学ガラス、	4以上	_		0. 10	16	0.10		0. 10	16	0. 05	16	
	電気ガラス又はフリット製	-						0 s					
	造用溶融炉	4未満	_		0.30	16	0.20		0. 15	16	0.08	16	
													旧特別排出基準と一般排出
		4以上	_		0. 10	15	0.10	0 s	0. 10	15	0. 05	15	基準が適用される施設に係る排出基準は、いずれか厳
	その他の溶融炉	4未満	_		0. 20	15	0. 20	0 s	0. 20	15	0. 10	15	しいものとする。
		4个個			0.20	10	0.20	US	0.20	10	0. 10	10	るつぼ炉については、旧特
$\vdash \vdash$						_		_					別排出基準は適用しない。
	反応炉	4以上	_		0. 15	0 s	0.10	0 s	0. 10	0 s	0.08	0 s	()内は、活性炭の製造
10		1~ 4			0. 20	0 s	0. 20	0 s	0. 20	0 s	0. 10	0 s	の用に供する反応炉に適用 する。
	直火炉	1未満	_		0. 20	0 s	0. 20	0 s	0. 20	0 s	0. 10	0 s	/ 40
					(0.30)						(0. 15)		上乗せ基準と一般排出基準、
		2以上	0.40	0 s	0. 50	16	0.40	0 s	0.50	16	0. 20	16	又は、旧特別排出基準と一般
						(Os)				(Os)		(Os)	排出基準が適用される施設に 係る排出基準は、いずれか厳
	骨材乾燥炉	2未満	0.40	0 s	0.60	16	0.40	0 s	0. 50	16	0. 20	16	しいものとする。
		2/1/11両	v. 10	03	0.00	(Os)	0.40	03	0.00	(Os)	0.20	(Os)	()内は、電気を使用するもの及び直接熱風乾燥炉に適
11						(US)				(US)		(US)	用する。
		4以上	_		0. 15	16	0.10	0 s	0. 15	16	0.08	16	旧特別排出基準と一般排出
					0.00	(Os)	0.00	0	0.00	(Os)	0.10		基準が適用される施設に係る
	その他の乾燥炉	1~ 4	_		0.30	16 (Os)	0.20	0 s	0. 20	16 (Os)	0. 10	16 (Os)	排出基準は、いずれか厳しい ものとする。()内は、電気を
		1未満	_		0. 35	16	0.20	0 s	0. 20	16	0. 10	16	使用するもの及び直接熱風乾
						(Os)				(Os)		(Os)	燥炉に適用する。

(その4)

項		設置年月日		~S46	. 6. 23		S4	6. 6. 24~	~S57. 5.	31	S57. 6	6.1∼		
番	ばい煙発生	基準の種類	上乗せ	せ基準	一般排	出基準	旧特別排	非出基準	一般排	出基準	特別排	出基準	備	考
号	施設の種類	排出ガス量	g/m³	0n	g/m³	0n	g/m³	0n	g/m³	0n	g/m³	0n	νm	,
.5		(万 m³/h)	6/111	(%)	8/ 111	(%)	8/ 111	(%)	8/ 111	(%)	8/ 111	(%)		
	合金鉄製造用電気炉				0, 20	0 s			0.20	0 s	0.10	0 s		
	(ケイ素分40%以上)	_			0.20	U S			0. 20	U S	0.10	US		
	合金鉄製造用電気													
10	炉(ケイ素分40%未				0. 15	0 s			0. 15	0 s	0.08	0 s		
12	満)及びカーバイド	_			0.15	US			0. 15	U S	0.08	US		
	製造用電気炉													
	マの炒の番気に	4以上	0.10	0 s	0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s		
	その他の電気炉	4未満	0.20	0 s	0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s		

75			設置年月日	~S46.	6. 23 ^{※1}	S46. 6. 24~	Н10. 6. 30 ^{※2}
項番	ばい烟	E 発生	基準の種類	上乗せ	せ基準	旧特別排	非出基準
号	施設の	種類	排出ガス量 (万㎡/h)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)
			4以上	0.10	0 s	0.08	12
13	廃棄物	連続炉	1~ 4	0.20	0 s	0. 15	12
13	焼却炉		1未満			0. 15	12
		その他	_			0. 25	12

設置年月日	∼H10	. 6. 30	H10.7	7.1~
焼却炉の 焼却能力 (t/h)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)
4以上 2~ 4 2未満	0. 08 0. 15 0. 25	12 12 12	0. 04 0. 08 0. 15	12 12 12

- ※1 S46.6.23 までに設置された施設の排出基準は左表の上乗せ基準又は右表のいずれか厳しい基準を適用
- ※2 S46.6.24~H10.6.30 に設置された施設の排出基準は左表の旧特別排出基準又は右表のいずれか厳しい基準を適用

		設置年月日		~S46	. 6. 23		S46.	. 6. 24	~S57. 5	. 31	S57. 6	S. 1∼	
項	ばい煙発生	基準の種類	上剩		_	般	旧集		_	般	特	別	
番	施設の種類		基	準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	排出	基準	備 考
号	地版・万里塚	排出ガス量 (万㎡/h)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	
		4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
	焙焼炉	1~ 4	_		0. 15	0 s	_		0.15	0 s	0.08	0 s	
		1未満	_		0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.08	0 s	
	焼結炉	_	0.20	0 s	0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.10	0 s	
	溶鉱炉	4以上	_		0.15	0 s	_		0.10	0 s	0.08	0 s	
	份奶炉	4未満	_		0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.08	0 s	
	転炉	_	_		0.15	0 s	_		0.10	0 s	0.08	0 s	() 内は、燃焼型に限る。
	#44 <i>N</i> T								(0.15)				
14		4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
	溶解炉	$1\sim 4$	_		0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	
		1未満	_		0.30	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	
		4以上	_		0. 15	16	0.10	0 s	0. 15	16	0.08	16	旧特別排出基準と一般排出基準が 適用される施設に係る排出基準は
					[0.18]	(O_S)			(0.10)	(Os)		(Os)	適用される他故に保る併山基準は 、いずれか厳しいものとする。
	乾燥炉	1~ 4	_		0.30	16	0.20	0 s	0.20	16	0.10	16	() 内は、直接熱風乾燥炉に
	平Z7朱79°					(O_S)				(Os)		(Os)	適用する。
		1未満	_		0.30	16	0.20	0 s	0.20	16	0.10	16	[] 内は、気流搬送型の施設 に限り、S57.5.31以前に設置さ
						(Os)				(Os)		(Os)	れたものに限る。
18	活性炭製造用	_			0. 30	6	_		0. 30	6	0. 15	6	
10	反 応 炉				0.00	U			0.00	Ü	0.10	0	
20	アルミニウム	_	_		0. 05	0 s	_		0, 05	0 s	0. 03	0 s	
	製錬用電解炉				J. 00	0.5			3.00	0.5	0.00	0.5	
21	リン等 焼成炉	_	_		0. 15	15	_		0. 15	15	0.08	15	
21	製造用 溶解炉	_	_		0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	

				設置年月日		~S46	. 6. 23		S46	. 6. 24~	~S57. 5	. 31	S57. 6	6.1~	
項	ば	い煙	発生	基準の種類		乗せ		般	旧华			般	特	別	
番号	施	設の	種類	排出ガス量	基	準	排出		排出		排出		排出		備考
亏				伊田ガク里 (万㎡/h)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	g/m³	On (%)	
				4以上	_		0.10	16	0.20	0 s	0.10	16	0.05	16	旧特別排出基準と一般排出基
	1 11 -	10 11						(Os)				(Os)		(Os)	準が適用される施設に係る排
	トリス		北思与	1~ 4	_		0.10	16	_		0.10	16	0.05	16	出基準は、いずれか厳しいも
23	リン西トリュ		乾燥炉					(Os)				(Os)		(Os)	のとする。
				1未満	_		0.10	16	_		0.10	16	0.05	16	()内は、直接熱風乾燥炉
	製造	[H]						(Os)				(Os)		(Os)	に限る。
			焼成炉	_	_		0.15	15	_		0.15	15	0.08	15	
				4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
24	4	沿溶角	解炉	1~ 4	_		0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	
				1未満	_		0.20	0 s	_		0.20	0 s	0.10	0 s	
	<i>\$</i> /\≠	雪沙	製造用	4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
25	五 亩	·电心 溶解		1~ 4	_		0. 15	0 s	_		0. 15	0 s	0.08	0 s	
		谷門	- XX ⁻¹	1未満	_		0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.08	0 s	
				4以上	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
	鉛	溶	解炉	1~ 4	_		0. 15	0 s	_		0. 15	0 s	0.08	0 s	
	系			1未満	_		0.15	0 s	_		0.15	0 s	0.08	0 s	
	顔	反	射炉	_	_		0.10	0 s	_		0.10	0 s	0.05	0 s	
26	料	_		4以上	_		0.05	6	_		0.05	6	0.03	6	
	製	-	で応炉				0 05	(Os)			0.05	(Os)	0.00	(Os)	() 中) 1 - // 平台 // shlee の 告目
	造		酸鉛の製	1~ 4			0.05	6 (Os)	_		0.05	6 (Os)	0.03	6 (Os)	()内は、に鉛酸化物の製
	用		用に供す りは除く)	1未満	_		0.05	6	_		0.05	6	0.03	6	造の用に供するものに限る。
		かめい	フルは「赤く)					(Os)				(Os)		(Os)	
28	コ	ーク	ス炉	_	_		0. 15	7	_		0. 15	7	0. 10	7	
29	ガン	スター	ービン	_	_		_		_		_		0.04	16	S63.2.1以降設置のものに適用
30	ディ	ーゼ	ル機関	1			_		_		_		0.08	13	(非常用施設を除く)
31	,	ガス材	幾関	_	_		0. 05	0	_		0.05	0	0.04 (0.05)	0	非常用施設を除く。 ()内は、S57.6.1~H3.1.31
32	ガン	ソリン	/機関	_	_		0. 05	0	_		0. 05	0	0.04 (0.05)	0	までに設置されたものに適用

(g/m))

				(g/m) E.日日
項番号	施設名			S46. 10. 1~
		液体燃料(黒液を除く)、ガスの専焼	0.30	0. 20
1	ボイラー	発熱量5000kcal/kg以下の石炭	0.80	0.40
		前2項以外のもの	0.40	0. 20
	ガス発生炉		0.60	0.40
2	加熱炉		0. 20	0.10
3	焙焼炉、焼結り		0.40	0. 20
	溶鉱炉 (高炉)		0. 10	0.05
4	溶鉱炉(前項以	以外のもの)転炉(燃焼型)、平炉	0.40	0. 20
	転炉(燃焼型を	上除く)	0. 20	0. 10
5	溶解炉		0.40	0.00
6	加熱炉		0.40	0. 20
7	加熱炉		0. 20	0. 10
8	触媒再生塔		0.60	0.40
9	燃焼炉		0. 20	0.10
	焼成炉	石灰焼成炉のうち土中釜	0.80	0.40
10		石灰焼成炉のうち前項以外のもの	0.60	0.30
10	溶融炉(るつぼ	ぎ炉)	0.50	0.50
	焼成炉、溶融炸	戸(前3項以外のもの)	0.40	0.00
11	反応炉、直火炉	Ħ .	0.40	0. 20
10		骨材乾燥炉	0.80	0.40
12	乾燥炉	前項以外のもの	0.40	0. 20
1.0	電气 炉	合金鉄(硅素の含有率40%以上)製造用	0.60	0.30
13	電気炉	前項以外のもの	0.40	0. 20
1.4		連続炉	0.70	0. 20
14	廃棄物焼却炉	前項以外のもの	0.70	0.40
15	付着油処理施設	፲	0.40	0. 20
1.6	焙焼炉、焼結り	F、溶鉱炉、転炉(燃焼型)、溶解炉、乾燥炉	0.40	0.20
16	転炉(燃焼型を	上除く)	0. 20	0.10
25	乾燥炉			
26	溶解炉			
27	溶解炉		0.40	0. 20
28	溶解炉、反応炸	Ħ .		
32	熱処理施設(力	n熱炉)		

注 項番号とは、県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

オ 有害物質の規制(法第3条、県条例第6条)

(ア) 排出基準

a カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛の排出基準【法施設】(法第3条、法施行規則第5条)

項番号	施		排出基準 (mg/	m³)
		硫化カドミウム又は炭酸カド ミウムを使用するもの	カドミウム	1. 0
9	ガラス又はガラス製品の製造の用に供するもの	ほたる石又は珪ふっ化ナトリ ウムを使用するもの	ふっ素	10
		酸化鉛を使用するもの	鉛	20
1 3	廃棄物焼却炉		塩化水素 700 (O	2 12%)
1 4	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥	炉	カドミウム 1.0	鉛 10
1 4	焼結炉、溶鉱炉		カドミウム 1.0	鉛 30
1 5	乾燥施設		カドミウム 1.0	
1 6				
1 7	塩素急速冷却施設、溶解槽、	反応炉、塩素反応施設、塩化	塩素	30
18	水素反応施設、	塩化水素吸収施設	塩化水素	80
1 9				
	電解炉のうち有害物質が電解	解炉から直接吸引され、ダクト	ふっ素	3. 0
2 0	を通じて排出口から排出され	しるもの	かつ糸	3. 0
	電解炉のうち前項に掲げるも	の以外のもの	ふっ素	1.0
	反応施設のうち過りん酸石灰	又は重過りん酸石灰の製造の	ふっ素	15
	用に供するもの		るが分系	10
	反応施設のうちで前項以外の)もの	ふっ素	10
2 1	濃縮施設		るが分系	10
<i>2</i> 1	焼成炉		ふっ素	20
	溶解炉のうちりん酸質肥料	電気炉	ふっ素	15
	の製造の用に供するもの	平炉	ふっ素	20
	溶解炉のうち前項以外のもの)	ふっ素	10
2 2	凝縮施設、吸収施設、蒸溜施	設	ふっ素	10
2 3	反応施設、乾燥炉、焼成炉		めつ糸	10
2 4				
2 5	溶解炉、反射炉、反応炉、乾	上燥施設	鉛	10
2 6				

注 1 「カドミウム」とはカドミウム及びその化合物を、「ふっ素」とはふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素 を、「鉛」とは鉛及びその化合物を示す。

² 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。

b 窒素酸化物の排出基準^{※1}【法施設】(法第3条、法施行規則第5条)

(ppm^{※2}) (その1)

	1		1					⇒n, por 4		(ppili	, ,	_ () 1)
項	細	ばい煙発生	排出ガス量	0n		C/O 0 10	SEO 19 10		手 月 日 S54. 8.10	CEO 0 10	SEO 0 10	C69 4 1
番	番	施設の種類	(万㎡/h)	(%)	~	548. 8. 10 ~	550. 12. 10 ∼	∞ 0.18	0.10 ∼	∞ × 3.10	>559. 9.10 ∼	002. 4. 1 ∼
号	号	#15 (A ▼ 2 1 至 方只	(/ , 111 / 11 /	(/0 /		9 S50. 12. 9		S54. 8. 9	S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3.31	
	1	ガス専焼ボイラー	50 以上		130	130	100	60		6	50	
			10 ~ 50		130	130	100	100		10	00	
			4 ~ 10	5	130	130	130	100		10	00	
			1 ~ 4		150	150	130	130		1:	30	
			1 未満		150	150	150	150		1	50	
	2	低品位炭(20,930.25kJ	50 以上		480	300	300	300	300			
		/kg以下) 専焼ボイラー	$30 \sim 50$		480	350	300	300	300			
		(天井バーナー燃焼方	4 ~ 30	6								
		式)	$1 \sim 4$						【⑤の暦	体燃料燃	焼ボイラー	-に移行】
			0.5~ 1							4 1 1 ///// 1 //////	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
1	(3)	低品位炭(20,930.25kJ	0.5 未満 50 以上		550	300	300	300	300			
ボ	0)	/kg以下) 専焼ボイラー	$30 \sim 50$		550	300	300	300	300	J		
イ		(火炉分割壁型放射過	4 ~ 30	6								
ラ		熱器を有するもので、	1 ~ 4	0					【⑤の固	体燃料燃	焼ボイラー	-に移行】
1		MCR時の火炉熱発生率										
,	(4)	586,047kJ/㎡時以上) 低品位炭(20,930.25kJ	0.5 未満 50 以上		480	300	300	300	300			
	4	/kg以下) 専焼ボイラー	$30 \sim 50$			350						
小		(その他)	4 ~ 30		480	300	300	300	300]		
型			1 ~ 4	6					•	- ** *** ***		
ボ			0.5∼ 1						【5の固	体燃料燃	焼ボイラー	-に移行】
1			0.5 未満			_			ı	ı	T	
ラ	(5)	固体燃料燃焼ボイラー	70 以上		400	300	300	300	300	300	300	200
			$50 \sim 70$		420	300	300	300	300	300	300	250
]			$20 \sim 50$		420	350	300	300	300	300	300	250
は			$10 \sim 20$	6	450	350	300	300	300	300	300	250
除			4 ~ 10	3	450	350	300	300	300	300	300*3	250*3
<			1 ~ 4		450	380	350	350	350	350	350	300 **4
\smile			0.5∼ 1		450	380	350	350	350	350	350	300 **4
			0.5 未満		480	480	480	380	380	350	350	300 **4
	6	石炭専焼ボイラー (前面燃焼自然循環型、								(5)	の固体燃料	1燃焼
		MCR時火炉熱発生率	20 ~ 25	6	450	350	300	300	300		プラーに移	
		586,047kJ/m³時以上)										
	7	石炭燃焼ボイラー (接線型チルチング	100 以上	6	430	350	300	300	300		の固体燃料	
		バーナー)									′ラーに移 	行】
	8	石炭専焼ボイラー	1 ~ 4		450	380	350	350	380	360	【⑤の固々	b 燃料燃焼
		(流動層燃焼)	0.5~ 1	6	450	380	350	350	390	360	ボイラー	
			0.5 未満		480	480	480	380	380	360	' ' /	12 (4 4

- ※1 熱源として電気を使用する施設を除く。
 - 2 法で定められている基準の単位はcm³/m³ (=ppm) である。
 - 3 石炭燃焼用の散布式ストーカ型のもの(排出ガス量 4 万~10 万㎡/h では、58.9.10 以降設置のもの)は、当分の間 320ppm とする。
 - 4 当分の間、350ppmとする。
- 注1 項番号とは、法施行令別表第1の項番号をいう。
 - 2 小型ボイラーとは、「伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。
 - 3 換算窒素酸化物濃度 = (測定窒素酸化物濃度) × (21-0n) (21-測定酸素濃度)
 - 4 On:排出ガス中の標準の残存酸素濃度

0s:排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は 20%とする)

On の欄の Os とある施設は、標準酸素濃度への換算(上記式の補正)を行わない。

5 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

(ppm) (その2)

										(ppm)	(その	<i>2</i>)
									年 月 日	1	1	1
					\sim	S48. 8.10 ~	S50. 12. 10 ∼	S52. 6.18 ~	S54. 8. 10 ~	S58. 9.10 ~	S59. 9.10 ~	S62. 4. 1 ~
項	細	ばい煙発生	排出ガス量	On	S48. 8. 9	S50. 12. 9	S52. 6.17		S58. 9. 9	S59. 9. 9	S62. 3.31	
番	番	施設の種類	(万 m³/h)	(%)				S52. 6.18 ~				
号	号		(/3 III / II /	(/0 /				S52. 9. 9				
								液体燃焼小 型ボイラー				
	(9)	固体燃料燃焼ボイラ						※ 1				
	9	一(再熱再生抽気復				420						
		水式自然循環型、MCR	$50 \sim 70$	6	420	(工事が	300	300	300	300		本燃料燃焼
		時837,210kJ/㎡以上5 8.9.10~59.12.31ま				完了した 日から)					ボイラー	に移行】
		でに燃料転換)				ц <i>м</i> · 9)						
1	10	排煙脱硫処理施設付	50 ~ 100		210	180	150					
ボ		液体燃焼ボイラー	10 ~ 50		210	180	150		【⑬の液体燃	焼ボイラー	ーに移行】	
イラ		(原油タール100万㎡	4 ~ 10	4	280	180	150	(附則「	昭和54年8月	2日総理府	令第37号」	参照)
		/h未満)	$1 \sim 4$		280	280	150					
J			1 未満		280	280	28	0				
小	11)	液体燃焼ボイラー	50 以上		180	180	150	130				
型		(原油タール、⑩以	10 ~ 50		190	180	150	150	I @	の流休燃屋	Eボイラーに	* 致行】
ボ		外)	4 ~ 10	4	250	180	150	150		V 11X → K/K/A		-43/11 1
イ			1 ~ 4		250	250	150	150				
ラ			1 未満		250^{*2}	250 ^{**2}	250) **2				
1	12	排煙脱硫処理施設付	4 ~ 100		210	180	150					
は		液体燃焼ボイラー (原油タールを除く。	1 ~ 4	4	250	250	150	_	(13)	の液体燃爆	Ĕボイラーに	に移行】
除		100万 m³/h未満)	1 未満		280	280	28	0				
< 	13	液体燃焼ボイラー	50 以上		180	180	150	130		1	.30	
		(⑩~⑫以外)	$10 \sim 50$		190	180	150	150		1	.50	
			4 ~ 10	4	190	180	150	150		1	.50	
			1 ~ 4		230	230	150	150		1	.50	
			1 未満		250**2	250**2	250) **2		180)	

- ※1 液体燃焼小型ボイラーとは、排出ガス量が1万㎡/時未満の液体燃焼ボイラーをいう。
 - 2 水管、炉筒煙管ボイラーのうち、昭和52年9月9日までに設置された排出ガス量が0.5万㎡/時未満の過負荷燃焼(燃焼室熱負荷が50万kcal/㎡以上)の施設は適用除外。

項番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス量	0n		設置年月日	
YEB 7	лщ ш 7	13、1271111111111111111111111111111111111	(万 m³/ h)	(%)	\sim 60.9.9	S60. 9. 10∼H2. 9. 9	H2.9.10∼
1 小型ボイ	1)	固体燃料燃焼小型ボイラー	_	6	当分の間、基準 を適用しない。	350	350
ラー※	2	軽質液体燃料〔灯油、軽油、A 重油〕を燃焼する小型ボイラー	_		当分の間、基準 を適用しない。	当分の間、基準 を適用しない。	当分の間、基準 を適用しない。
	3	軽質液体燃料 [灯油、軽油、 A重油] 以外の液体燃料を燃 焼する小型ボイラー	_	4	当分の間、基準を適用しない。	300	260
	4	ガス専焼の小型ボイラー	_		当分の間、基準 を適用しない。	当分の間、基準 を適用しない。	当分の間、基準 を適用しない。

[※] 小型ボイラーとは、「伝熱面積 10 m²未満でバーナー燃料能力が重油換算 50L/時以上のボイラー」をいう。

(ppm) (その3)

								小 里 /	(ppiii) (-C v) 3)
項	細	ばい煙発生	排出ガス量	0n		S48. 8. 10	S50, 12, 10		年 月 日 S54. 8.10 S58. 9.10 S59. 9.10 S62. 4. 1
番号	番号	施設の種類	(万 m³/h)	(%)	\sim	\sim	\sim	\sim	\sim \sim \sim \sim
					S48. 8. 9				
2	1	ガス発生炉・加熱炉	_	7	170	170	170	170	150
	2	水素ガス製造用ガス発							
		生炉(天井バーナー燃	_	7	360	360	360	360	150
		焼方式)							
3		ペレット焼成炉	1 以上	15	540	540	540	220	220
		(ガス燃焼)	1 未満	10	540	540	540	540	220
		焼結炉(①以外のペ	1 以上	15	300	300	300	220	220
		レット焼成炉)	1 未満	10	300	300	300	300	220
	3	焼結炉	10 以上		260	260	260	220	220
		(①、②以外)	1 ~ 10	15	270	270	270	220	220
			1 未満		300	300	300	300	220
	4	アルミナ製造用煆焼炉	1 以上	10	350	350	350	200	200
			1 未満	10	350	350	350	350	200
	(5)	煆焼炉 (④以外)	_	10	200	200	200	200	200
	6	焙焼炉	_	14	250	250	250	250	220
4		溶鉱炉		15	120	120	120	120	100
5		金属溶解炉※		12	200	200	200	200	180
6	1	ラジアントチューブ	10 以上		200	200	100	100	100
		型金属加熱炉	4 ~ 10		200	200	150	150	150
			1 ~ 4	11	200	200	150	150	150
			0.5∼ 1		200	200	200	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	2	鍛接鋼管用金属加熱	10 以上		_	_	100	100	100
		炉	1 ~ 10		_	_	_	180	180
			0.5~ 1	11	_	_	_	150	150
			0.5 未満		_	_	_	180	180
	3	金属加熱炉	10 以上		160	160	100	100	100
		(①、②以外)	4 ~ 10		170	170	150	130	130
			1 ~ 4	11	170	170	150	130	130
			0.5~ 1		170	170	170	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
7	(1)	排煙脱硫処理施設付	4 以上		170	170	100	100	100
		石油加熱炉	$1 \sim 4$		180	170	150	130	130
			0.5~ 1	6	190	190	190	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	(2)	エチレン分解炉	4 以上		170	170	100	100	100
	1)	, · · /3/117/9	$1 \sim 4$		180	180	150	130	130
			$0.5 \sim 1$	6	180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	(3)	エチレン分解炉	4 以上		170	170	100	100	100
	9)	(炉床式バーナー)	$1 \sim 4$		280	280	150	130	130
		V * * * / /	0.5~ 1	6	180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
<u> </u>		異溶解炉のうち キュ		е пп. 3		I.			l

[※] 金属溶解炉のうち、キューポラは適用されない。

					1				(bbiii) (C 0) 4)
項	細	- 10 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	排出ガス量					設置	手 月 日
番	番	ばい煙発生 施設の種類		On					S54. 8. 10 S58. 9. 10 S59. 9. 10 S62. 4.
号	号	旭収・グイ里規	(万㎡/h)	(%)		~ S50. 12. 9	~ S52. 6.17	~ S54. 8. 9	S58. 9. 9 S59. 9. 9 S62. 3.31
7	4	エチレン独立加熱炉	10 以上		170	170	100	100	100
		、メタノール改質炉	4 ~ 10		180	180	150	130	130
			$1 \sim 4$	6	180	170	150	130	130
			0.5~ 1		180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	5	エチレン独立加熱炉	10 以上		170	170	100	100	100
		、メタノール改質炉	4 ~ 10		430	430	100	100	100
		(空気予熱器付)	1 ~ 4	6	180	180	150	130	130
			0.5∼ 1		180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	6	アンモニア改質炉	4 以上		170	170	100	100	100
			1 ~ 4		180	170	150	130	130
			0.5∼ 1	6	180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
	7	石油加熱炉	4 以上		170	170	100	100	100
		(①~⑥ 以外)	1 ~ 4		180	170	150	130	130
			0.5 ~ 1	6	180	180	180	150	150
			0.5 未満		200	200	200	180	180
8		触媒再生塔	_	6	300	300	300	300	250
8-2		燃焼炉	_	8	300	300	300	300	250
9	1	石灰焼成炉(ガス燃焼 ロータリーキルン)	_	15	300	300	300	300	250
	2	セメント焼成炉	10 以上		_	_	250	250	250
		(湿式)	10 未満	10	_	_		350	350
	3	セメント焼成炉	10 以上	10	480	480	250	250	250
		(②以外)	10 未満	10	480	480	480	350	350
	4	耐火物原料、耐火レ ンガ製造用焼成炉	-	18	450	450	450	450	400
	⑤	板ガラス、ガラス繊維 製造用溶融炉	_	15	400	400	400	400	360
	6	フリット、光学ガラス 、電気ガラス製造用溶		0s	800	800	800	800	_
		融炉(専ら酸素を用い て燃焼) ^注		16	_	_	_	_	800注
	7	フリット、光学ガラ ス、電気ガラス製造 用溶融炉(⑥以外)	_	16	900	900	900	900	800
	8	その他ガラス製造用溶融炉	_	15	500	500	500	500	450
	9	その他焼成炉、溶融炉	_	15	200	200	200	200	180
10	1	反応炉、直火炉(② 、③以外)	-	6	200	200	200	200	180
	2	硫酸カリウム製造用 反応炉	_	6	250	250	250	250	180
	3	硫酸製造用反応炉 (NOx触媒)	_	15	700	700	700	700	_
沙			++,7= > ++==	6	て記され	ー . 田 1 × フ	_	_	180
注		厚ら酸素を用いて燃焼 ///・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					(21-0n)	1
	換.	算窒素酸化物濃度=	(測定窒素	酸化	(物濃度)	×		<u>z1-0n)</u> 定酸素濃	^
						- 27 -			

(ppm) (その5)

細								
	ばい煙発生	排出ガス量	0n				設置年	
番	施設の種類	(万 m³/ h)	(%)	\sim	S48. 8.10 ~	S50. 12. 10 ~	S52. 6.18 ~	S54. 8. 10 S58. 9. 10 S59. 9. 10 S62. 4. 1
号		(11 /111 (1)	(70)					
	乾燥炉	_	16	250	250	250	250	230
1	浮遊回転燃焼式焼却	4 以上	10	900	900	900	450	450
	炉 (連続炉)	4 未満	12	900	900	900	900	450
2	特殊廃棄物焼却炉	4 以上	10	300	300	300	250	250
	(連続炉)※	4 未満	12	900	900	900	900	700
3	廃棄物焼却炉(連続	4 以上	10	300	300	300	250	250
	炉①、②以外)	4 未満	12	300	300	300	300	250
_		4 以上	12	_	_	_	250	250
		_	14	250	250	250	250	220
		_	15	300	300	300	300	220
		_	15	120	120	120	120	100
	ち鉱滓処理炉(石炭又 はコークスを燃料及び	_	15	450	450	450	450	450
		_	15	230	230	230	230	100
6	溶解炉	_	12	200	200	200	200	180
	精製炉(アンモニアを	_	12	330	330	330	330	330
8	亜鉛精錬用溶解炉のう ち亜鉛・カドミウム精	_	12	200	200	200	200	180
9	亜鉛精錬用溶解炉の うち回転式亜鉛滓処	_	12	200	200	200	200	180
(10)	乾燥炉	_	16	200	200	200	200	180
_		=	6	200	200	200	200	180
1	りん等製造用焼成炉	_	15	200	200	200	200	180
2	りん等製造用溶解炉	_	15	650	650	650	650	600
1	トリポリりん酸ナト リウム製造用焼成炉	_	15	200	200	200	200	180
2	トリポリりん酸ナト リウム製造用乾燥炉	_	16	200	200	200	200	180
	鉛二次精錬等用溶解炉	_	12	200	200	200	200	180
	鉛蓄電池製造用溶解炉	_	12	200	200	200	200	180
•		_	12	200	200	200	200	180
_		_	0s	200	200	200	200	180
3	反射炉	_	15	200	200	200	200	180
	反応炉(⑤を除く)	_	6	200	200	200	200	180
5	鉛酸化物、硝酸鉛製	_	0s	200	200	200	200	180
		乾燥炉 乾燥炉 乾燥炉 下燥炉 上坡炉 上坡 上坡	 乾燥炉 一 では燥炉 では寒寒物焼却炉 では寒寒が焼却炉 ないと ないたっから では寒寒ををしまるないから ないたっから でのかり でのか	乾燥炉	乾燥炉	S48. 8. 9 S50.12. 9 S6M P S50.12. 9 S6M P S50.12. 9 S6M P S50.12. 9 S50.12.	乾燥炉	数機炉

[※] 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する 工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

(ppm) (その6)

		(ppm) (C *> 0)											
項	細		排出ガス					設	置年月	目			
番	番	ばい煙発生	量	On		S48. 8.10	S50. 12. 10	S52. 6.18	S54. 8.10	S63. 2. 1	Н 1. 8. 1	Н 3. 2. 1	H 6. 2. 1
号	号	施設の種類	(万 m³/h)	(%)	~ S48. 8. 9	~ S50. 12. 9	~ S52. 6. 17	~ S54. 8. 9	S63. 1. 31	∼ H 1. 7.31	∼ H3. 1.31	∼ H 6. 1.31	\sim
27		硝酸製造施設	_	0s	200	200	200	200			200		
28	1	コークス炉	10以上	7	_	_	200	170			170		
		(オットー式)	10未満	7	_	_	_	170			170		
	2	コークス炉	10以上	7	350	350	200	170			170		
		(①以外)	10未満	′	350	350	350	170			170		
29	1	ガスタービン	4.5以上			当分	の間適用	猶予			7	0	
		(ガス専焼)	1.00(11	16			110,22710	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
		(非常用を除く)	4.5未満	10		当分	の間適用	猶予		90		70	
	2	ガスタービン	4.5以上			当分	の間適用	猶予		10	00	7	0
		(液体燃焼)		16									
		(非常用を除く)	4.5未満			当分	の間適用	猶予		120	100	7	0
30		ディーゼル機関	シリンダー内径			业八	の間適用	滋子.		1600	1400	12	00
		(非常用を除く)	400mm以上	13		= 37	(7月1週7日	ル目 1.		1000	1400	12	
			シリンダー内径	10		当分	の間適用	猫子			95	50	
			400mm未満		当分の間適用猶予 						1		
31		ガス機関 (非常用を除く)	_	0	2000 (H5.2.1から適用)				20	00	1000	600	
32		ガソリン機関 (非常用を除く)	_	0	;	2000 (H5. 2. 1か	ら適用)		20	00	1000	600

c カドミウム、塩素、ふっ素及び鉛等の排出基準【県条例施設】

(県条例第6条、県条例施行規則第9条)

(その1)

項番号		ばい煙発生施設の	 種類	排出基準 (mg/m	3)
	ガラス又はガラ	硫化カドミウム又は炭酸	カドミウムを使用するもの	カドミウム	1.0
10	ス製品の製造の	ほたる石又は珪ふっ化ナ	トリウムを使用するもの	ふっ素	10
	用に供するもの	酸化鉛を使用するもの		鉛	20
10			- W. L. 7 J. (p.)	カドミウム	0.4
13	電気炉(製銑、製	鋼又は合金鉄の製造の用ん	(供するもの)	鉛	4.0
	焙焼炉、転炉、溶	· 和 に お は に		カドミウム	1.0
16	后	· 胜》、 \$\frac{\k}{\k}		鉛	10
10	焼結炉、溶鉱炉			カドミウム	1.0
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			鉛	30
17	乾燥施設			カドミウム	1.0
18					
19		、溶解槽、反応炉、塩素质	豆 応施設、	塩素	30
20	塩化水素反応施設	、塩化水素吸収施設		塩化水素	80
21	電解炉のされ有害	物質が電解炉から直接吸引	リキャーダクトを通じ		
22	電解炉のりら有音 て排出口から排出		11され、グクトを通し	ふっ素	3.0
22		に掲げるもの以外のもの	ふっ素	1. 0	
		りん酸石灰又は重過りん酢	必不応の制造の田に供する	かり糸	1.0
	大心地取りすら過 もの	1970酸石灰久は里週970日	吸有所の表色の用に戻する -	ふっ素	15
		- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	<u> </u>	ふっ素	10
23	焼成炉	TRANSIT OF THE PROPERTY OF THE	^	ふっ素	20
20		酸質肥料の製造の用に供	電気炉	ふっ素	15
	するもの	改员加州·少汉是•沙州飞风	平炉	ふっ素	20
	溶解炉のうち前項		1 /9	ふっ素	10
24	凝縮施設、吸収施			35° 29K	
25	反応施設、乾燥炉			ふっ素	10
26	Z, n.	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \			
27	溶解炉、反射炉、	反応炉、乾燥施設		鉛	10
28					
29	コークス炉			ベンゼン	60
30	製膜施設、製糸施			硫化水素	75
30	表 医 他 以 、 表 示 他	, pX		二硫化炭素	1, 350
31	蒸解施設、濃縮施	設、薬品回収施設		硫化水素	75
32	熱処理施設			シアン及びシアン化合物	あが
32	が、ベンモル巴良			シアン化水素として	6.0
33	蒸絨施設、乾燥施	: ₩		ホルムアルデヒド	7. 0
34	- ハハルベルビョス、 平日/3大ルビ	144			1.0

注 1 「カドミウム」とはカドミウム及びその化合物を、「ふっ素」とはふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素を、「鉛」とは鉛及びその化合物を示す。

² 項番号とは、県条例施行規則別表第1の項番号をいう。

(その2)

項番号	施設名	排出基準 (mg/m³ 25° ※ ()内は ppm	
35	 イ 塗料製造用混合施設、溶解施設、調整施設 ロ 接着剤製造用反応施設、混合施設、溶解施設、調整施設 ハ 接着テープ・フィルム製造用混合施設、溶解施設、乾燥施設、焼付施設 ニ ゴム・ゴム製品製造用吹付け塗装施設、乾燥施設 ホ 油脂・油脂製品製造用抽出施設、蒸溜施設 へ 金属の表面加工用脱脂施設 ト 上記以外の化学工業品又は石油製品製造用蒸発施設、濃縮施設、混合施設、溶解施設 	ベンゼン トルエン キシレン ノルマルヘキサン シクロヘキサン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	160 (50) 380 (100) 650 (150) 350 (100) 520 (150) 540 (100) 680 (100) 260 (200) ,440 (400) 950 (200)
項番号	施 設 名	排出基準 (mg/	m³)
36	カプロラクタム製造用ベンゼン処理施設	ベンゼン	30 (9)
37 38 39 40	輸送用機械器具製造用塗装用乾燥施設 フェノール樹脂、メラミン樹脂、尿素系樹脂の製造用反応施設、乾燥施設 研磨布紙の製造の用に供する塗工施設及び乾燥施設 鋳造用シェルモールド中子造型施設	ホルムアルデヒド	30 (22)
41	繊維製品製造用塗工コーター施設 トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	トリクロロエチレン	300 (51)
43	テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	テトラクロロエチレン	300 (41)
44 45 46 47	ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設 ウレタン製造用発泡施設 接着剤塗布施設 偏光フィルム製造用延伸施設	ジクロロメタン	200 (53)
48	ウレタンフォーム原料製造用反応施設、蒸発施設 アクリロニトリルを使用する合成樹脂製造用反応施設、蒸発施設	アクリロニトリル	90 (42)
50 51	エチレンカーボネイト製造用反応施設 滅菌施設 (医療業で使用するものは除く)	酸化エチレン	90 (50)

注1 項番号35については、2種類以上の物質を排出する場合は次式に適合する量

 $\frac{\text{D a} + \text{D b} + \dots + \text{D z}}{\text{S m}} \; \leq \; 1$

Da:a物質の量 (cm³/m³)、Db:b物質の量 (cm³/m³) … Dz:z物質の量 (cm³/m³)

Sm: a物質、b物質又はz物質の規制基準として定められた量を容量比に換算した最大の量 (cm³/m³)

2 ppm 換算は以下の式による。

V = n R T / P

V:容量 (L) 、n:物質量 (mol) 、 $R:8.31\times10^3$ (定数) 、T:絶対温度、P:圧力 (ベンゼンの場合)

 $V = \{ (160 * 10^{-3} * / 78) *8.31 * 10^{3} * 298 \} / 101.3 * 10^{3} = 50.14 \rightarrow 50 ppm \}$

(イ) 指定物質(法附則第9項)

- a 指定物質(法附則第9項、法施行令附則第3項)
 - ① ベンゼン
 - ② トリクロロエチレン
 - ③ テトラクロロエチレン

b 指定物質抑制基準(法附則第9項、法施行令附則第4項、告示第5、6号)

項			X 12/2011 11 11 1X1/X	施設の規模	指定物質抑制	基準 (mg/m³)
番	指定	指定物質排出施設	施設の種類	(排ガス量㎡/時)		選手 (iiig/ iii/) 世世年月日
号	物質	ABIC IN SUPERIOR	7 E 5 1 E 794	又は対象物質	H9. 3. 31以前	H9. 4. 1以後
,		ベンゼン (濃度が体積百分率60%	溶媒として使用したべ		110. 0. 015(1)	110. 11. 15.
		以上のものに限る。以下同じ。)	ンゼンを蒸発させるも	3,000 (㎡/時) 以上	100	50
1		を蒸発させるための乾燥施設であ	<i>o</i>			
_		って、送風機の送風能力が1,000		1 000 0 000 (3 / 17 +)	000	100
		m³/時以上のもの		1,000~3,000 (m³/時)	200	100
		原料の処理能力が20 t/日以上の	平成9年4月1日以前に			
		コークス炉	設置されている施設に			
			ついては、開底式たて			
2			型のもの並びに装炭車	_	100	100
	~`		に集じん機及び煙突を			
			設置するものを除く。			
	ン	ベンゼンの回収の用に供する蒸留	溶媒として使用したべ			
3	ゼ	施設(常圧蒸留施設を除く。)	ンゼンの回収の用に供	1,000 (m³/時)以上	200	100
	T		するもの			
	ン	ベンゼンの製造の用に供する脱ア	排出ガスをフレアスタ		-	
4		ルキル反応施設(密閉式のものを	ックで処理するものを	_	100	50
		除く。)	除く。			
		ベンゼンの貯蔵タンクであって容	浮屋根式(内部浮屋根	平成9年4月1日以前に		
5		量が500 k L以上のもの	式を含む。)のものを		1,500	600
			除く。以下同じ。	ついては1,000 k L以上		
		ベンゼンを原料として使用する反	排出ガスをフレアスタ			
6		応施設であって、ベンゼンの処理	ックで処理するものを	3,000 (㎡/時)以上	100	50
O		能力1 t/時以上のもの(密閉式の	除く。			
		ものを除く。)		1,000~3,000 (m³/時)	200	100
		トリクロロエチレン又はテトラク	溶媒として使用したト			
		ロロエチレン(以下「トリクロロ	リクロロエチレン等を	トリクロロエチレン	500	300
7			蒸発させるもの。		300	300
		るための乾燥施設であって、送風				
		機の送風能力が1,000㎡/時以上の		テトラクロロエチレン	500	300
		もの。	NETHON A TONIA	7 1 7 7 7		
		トリクロロエチレン等の混合施設	溶媒としてトリクロロ	トリクロロエチレン	500	300
8	トリクロロ		. , , , , , , ,	-1-4	500	000
	エチレン	もの(密閉式のものを除く)。	もの。	テトラクロロエチレン	500	300
	•	トリクロロエチレン等の精製又は	トリクロロエチレン等			
	テトラクロ	回収の用に供する蒸留施設(密閉	の精製の用に供するも	トリクロロエチレン	300	150
9	ロエチレン	式のものを除く)。	の及び原料として使用			100
3			したトリクロロエチレ			
			ン等の回収の用に供す	テトラクロロエチレン	300	150
			るもの。			
		トリクロロエチレン等による洗浄	トリクロロエチレン等	トリクロロエチレン	500	300
		施設(次号に掲げるものを除く)	により洗浄するもの。			
10		であってトリクロロエチレン等が		テトラクロロエチレン	500	300
		空気に接する面の面積が3m ² 以)	500	300
		上のもの。	SERVICE AND A SERVICE			
	テトラクロ	テトラクロロエチレンによるドラ	密閉式のものを除く。			9.5.5
11	ロエチレン	イクリーニング機であって、処理		テトラクロロエチレン	500	300
		能力が30kg/回以上のもの。				

注 項番号とは、法施行令附則別表の項番号をいう。

(ウ) 窒素酸化物に係る指導

a 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領(愛知県・平成18年4月1日施行)

指導対象		指導內容	
工場・ 事業場	指導対象 施 設	新増設施設 【 昭和58年6月15日以後に設置される ばい煙発生施設	既設施設 【昭和58年6月15日以前に設置 されるばい煙発生施設
大気指定工場等	法第2条 第2項に 規定する ばい煙発 生施設	1 法施行規則第五条及び別表第3の2に定める窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2 1の規定にかかわらず、新設に伴う既存施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。ただし、新設施設に対する指導は、1の規定による濃度の低減を限度とする。	法施行規則第5条及び別表第3の2 に定める窒素酸化物の排出基準 (昭和60年3月31日において当該 施設に適用される基準)の5%以 上の低減。ただし、削減される べき窒素酸化物排出量と同等以 上の量が他の施設で削減される 場合は、この限りでない

- 注 熱源として電気を使用する施設及び都市ガス、LNG又はLPGを専焼するボイラーについては指導の対象外とする。
- b 低 NOx 型小型燃焼機器普及促進指針 (平成15年9月30日名古屋市告示第411号、平成30年2月23日名古屋市告示第100号最終改正)
 - 1 目的

この指針は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成 15 年名古屋市条例第 15 号) 第 24 条第 3 項の規定に基づき、窒素酸化物の排出量が少ないと認められる低 NOx 型小型燃焼機器(下表に示すものをいう。以下同じ。)について必要な事項を定め、低 NOx 型小型燃焼機器の普及を促進し、大気中への窒素酸化物の排出を抑制することを目的とする。

- 2 普及促進等
- (1) 市は、対象機器を設置しようとする者に対し、低 NOx 型小型燃焼機器の設置を要請する。
- (2) 市は、対象機器を製造又は販売する者に対し、低 Nox 型小型燃焼機器の開発、製造及び普及について協力を要請する。
- (3) 市は、対象機器を製造、販売する者に対し、カタログ等にその旨を表示するよう要請するものとする。
- (4) 市は、対象機器への更新を支援するものとし、普及促進のための各種の啓発事業を行うものとする。
- (5) 市の施設は、率先して低 NOx 型機器を採用するものとする。

注	1 11 1 45	排出ガス中の窒素酸化物濃度(ppm)		
種類	規模	ガス	灯油	A重油
業務用小型ボイラー	伝熱面積が10㎡未満	50以下	80以下	100以下
吸収式冷温水発生機	伝熱面積が10㎡未満	60以下	80以下	100以下
家庭用ガス給湯器のうち以下もの ガス瞬間形湯沸器 (先止式) ガス温水給湯暖房機(給湯機部分) ガス給湯機付きふろがま(給湯機部分)		60以下	l	ı
ガス機関(GHPに用いられるもの以外)	燃料の燃焼能力が重油 換算で10L/時未満	300以下	_	_
ガスヒートポンプ(GHP)	燃料の燃焼能力が重油 換算で10L/時未満	100以下	_	_

- 注 1 重油換算は、液体燃料 10L、ガス燃料 16 ㎡、固体燃料 16 kgを 10L に換算することをいう。
 - 2 ガスとは都市ガス 13A 及び LPG を意味する。
 - 3 窒素酸化物濃度は、酸素濃度 0%換算時の値とする。
 - 4 ガス機関 (GHPに用いられるもの以外) のガイドライン値は出荷時のNOx 濃度を対象とする。
 - 5 ガスヒートポンプのガイドライン値は、JIS B 8627 附属書 H に規定する試験方法で試験した結果から 算出した 12 モード値とする。
- カ ばい煙に係る施設の基準(県条例第24条、県条例施行規則第22条別表第11)

項番号	施設名	対象規模	基準
1 1	金属の精製又は鋳造用の溶解炉(炉	変圧器の定格容量	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効
	床非伝導式直接弧光炉に限る。)	200kVA以上	果を有する措置が講じられていること。
乾燥炉 (骨材乾燥		バーナーの燃料の焼	ろ過式集じん装置若しくは高性能湿式集じん
	紅深炉 (骨材乾燥炉に限る。)	却能力が重油換算	装置の設置、又はこれと同等以上の効果を有
	(月初 乾燥炉に取る。)	50L/時以上	する措置が講じられていること。
3	電気炉(製鋼又は合金鉄の製造	変圧器の定格容量	建屋集じん装置の設置又はこれと同等以上の効
	用に限る。)	1,000kVA以上	果を有する措置が講じられていること。

- 注 1 項番号とは、県条例施行規則別表第 11 の項番号をいう。
 - 2 ろ過式集じん装置とは、バグフィルターをいい、高性能湿式集じん装置とは、主にベンチュリースクラバー又はジェットスクラバー等をいう。

キ ばい煙の測定(法第16条、県条例第23条、市条例第23条)

	 区 タ \	分		法対象施設		県条例	県条例対象施設	
物質	T-		ばい	い煙発生施設の区分	測定時期	ばい煙発生施設 の区分	測定時期	法・県条例対象施 設の場合は、左の 列を適用する。
			硫黄酸化物の排出量が10㎡/時 以上の施設		2月を超えない作業期 間ごとに1回以上	(硫黄酸化物に	系る全施設・・・燃	
	硫黄酸化物	朱 放	寺定工 施設 (硫黄酸	設で硫黄酸化物に係る場等に設置されている			、基準遵守及び こめに、燃料中の	- と同じ (但し、小型ボ イラーも対象)
		ブ		焼のボイラー、ガスタ 及びガス機関	5年に1回以上		5年に1回以上 (リンゲルマン 濃度表を用いる場	
		炒	然料電泡	也用改質器	5年に1回以上		合は、7日を超え ない作業期間ごと に1回以上)	_
	ばいじん		を乗物 発却炉	焼却能力が4 t /時以上 焼却能力が4 t /時未満 **	2月を超えない作業期 間ごとに1回以上 年2回以上	ばいじんに係 る全施設	年1回以上 (リンゲルマン 濃度表を用いる	
			この他	排出ガス量が4万㎡/時 以上の施設 排出ガス量が4万㎡/時 未満の施設**	2月を超えない作業期 間ごとに1回以上 年2回以上		場合は、7日を 超えない作業期 間ごとに1回以 上)	
		炒	然料電流	大調の施設 也用改質器	5年に1回以上			
室	大気規制 工場	#11		排出ガス量が2万㎡/時 以上の施設	常時	法と同じ	法と同じ	
素酸		0	の施設	排出ガス量が2万㎡/時 未満の施設**	年2回以上			イラーも対象)
化物	大気規制工場以外	制料	その他	也用改質器 排出ガス量が4万㎡/時 以上の施設 排出ガス量が4万㎡/時 未満の施設*	5年に1回以上 2月を超えない作業期 間ごとに1回以上 年2回以上	-	-	-
	百害物質 素酸化物		非出ガ 施設	ス量が4万㎡/時以上の	2月を超えない作業期 間ごとに1回以上	排出ガス量が4 万㎡/時以上の 施設	2月を超えない作 業期間ごとに1回 以上	_
(= 2	除()	技	排出ガス量が4万㎡/時未満の 施設**		年2回以上	排出ガス量が4 万㎡/時未満の 施設	年2回以上(検知 管法による場合 は月1回以上)	
ſ	記録の 保 存			測定した結果は、3	年間保存する。(大気		――― 県条例は、罰則あ	9)

- ※ 6月/年以上継続休止する季節稼動施設等については、1回/年以上とする。
- 注 1 市条例に基づく測定頻度又は方法が困難と認められる場合は、別途協議するものとする。
 - 2 当分の間、排出基準を適用しないとされているばい煙については、測定の対象とはしない。
 - 3 「ばい煙排出者の自主的な取り組みにより、排出基準又は総量規制基準が定められていないばい煙について測定することを排除するものではない。」とされている。
 - 4 排出ガス量は、施設を定格能力で運転する時の湿りガス量である。

(2) 揮発性有機化合物(VOC)

ア 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準 (法第2条第5項、法第17条の4、法施行令第2条の3)

				排出基準	(ppmC)	
項番号	揮発性有機化合物排出施設の種類	対 象 規 模 等		施設の設置年月日		
	(VOC排出施設)			∼H18. 3. 31	H18. 4. 1∼	
_	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製					
	品の製造の用に供する乾燥施設(揮発性有機化	送風機の送風能力が3,000㎡/時以上のもの		60	00	
	合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)					
二	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	排風機の排風能力が	自動車製造の用に供する	700	400	
		100,000㎡/時以上	もの	700	400	
		のもの	前項に掲げる以外のもの	70	00	
Ξ	塗装の用に供する乾燥施設(吹付塗装及び電着	光国機の光国能力 が	木材又は木製品(家具を			
	塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が	含む。) の製造の用に供	1, 0	000	
			するもの			
		もの	前項に掲げる以外のもの	60	00	
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘					
	着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を	** ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	000-3 /HPL L 0 + 0	1 400		
	積層するものに限る。) の製造に係る接着の用	送風機の送風能力が5	1, 400			
	に供する乾燥施設					
五.	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの					
	及び木材又は木製品(家具を含む。)の製造の	送風機の送風能力が1	5,000㎡/時以上のもの	1, 400		
	用に供するものを除く。)					
六	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印	学園機の学園先力が7	,000㎡/時以上のもの	40	10	
	刷に係るものに限る。)	医風機の医風能力が1	,000m/ 時以上のもの	40)O	
七	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係	光回探の光回先 中校の	7,000㎡/時以上のもの	70	10	
	るものに限る。)	医風機の医風能力が2	7,000III/ 时以上07907	10)O	
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄	洗浄剤が空気に接す	る面の面積が5㎡以上のも	40	<u> </u>	
	施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	の		40		
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度に	容量が1,000 k L以上2.	000 k L未満のもの	猶予	60,000	
	おいて蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化	石·重//·1,000 K L 以上2,	∆⊟ 1	00,000		
	合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部	容量が2,000 k L以上の	60,	000		
	浮屋根式を含む。) のものを除く。)	(有里//-2, 000 K L/A L/V		00,		

- 注 1 揮発性有機化合物とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及び オキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質(メタン・フロン類)を除く。)をいう。 (法第2条第4項)
 - 2 「ppmC」とは、ppm にその物質の炭素数を乗じて算出 (例 トルエン 100ppm であれば炭素数 7 であるので 100 ×7=700ppmC)
 - 3 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の 指標とする。
 - 4 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ、VOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」は VOCを洗浄剤として用いるものをいう。
 - 5 「項番号」は、法施行令別表第1の2の項番号をいう。
 - 6 VOC 排出施設は、VOC (主な物質は P37、含有率が 1%を超えるもの)を溶剤等で使用している施設をいう。
 - 7 VOC排出施設に係るVOC濃度測定は、平成17年環境省告示第61号に定める方法により年1回以上行い、その記録 (測定年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定方法並びに施設の使用状況) は3年間保存しなければならない。

イ 法(VOC施設)と県条例の関連施設(目安)

	法	(VOC抗			XE NEB			 県 条		
項	施設の種類		規模等		基準		規制対象施設	対象規模	121)	基準
	ル設の種類 化学製品の製造の	送風機能力			基準 600		現前対象施設 35ハ 接着テープ又はフィルム		ヘ゛ンセ゛ン	左年 50ppm (300ppmC)
	化字製品の製造の 用に供する乾燥施				(ppmC)		の製造用乾燥施設及び	y * > CW &W	トルエン	100ppm (700ppmC)
	設	5, 000 III /	M & T		(рршс)	ば	療付施設 焼付施設		キシレン	150ppm (1200ppmC)
	nx					V١	38 フェノール樹脂、メラミン樹	※ 2	ノルマルヘキサン	100ppm (600ppmC)
						煙	脂又は尿素系樹脂の製	<i>™</i> 4	シクロヘキサン	150ppm (900ppmC)
									トリクロロエチレン	100ppm (200ppmC)
	冷壮振訊 /nb /↓冷	北田 泰华		既設	700		造用乾燥施設 35= ゴム又はゴム製品	ナベナのよの	テトラクロロエチレン	100ppm (200ppmC)
_	塗装施設(吹付塗			死 設 ※1	700			9~(080)	メチルアルコール	200ppm (200ppmC)
	装を行うものに限	力	自動車		(ppmC)		製造用塗装施設及び乾 燥施設		でででは、 で作画後エチルエステル	400ppm (1600ppmC)
	る。)	100,000 ㎡/時以	製造	新設 ※1	400		深旭议		酢酸ブチルエステル	200ppm (1200ppmC)
		上	衣坦		(ppmC)	ば			メチルエチルケトン	200ppm (800ppmC)
		上				٧v				25℃ 1気圧)(★)
			前項以	L 1 从 の	700	煙	37 輸送用機械器具製造	» 9		20 C I AVIL / (A)
			加切り	ス外の 設	, ,		用塗装用乾燥施設	<i>™</i> 4		
	冷壮の田ヶ世子マ	法国操业						すべてのもの	ホルムアルテ゛ヒト゛	22ppm (22ppmC)
=	塗装の用に供する 乾燥施設	送風機能力	木材又 品(家				39 研磨布紙製造用塗工 施設及び乾燥施設	911 (0) 600		
	FLJ架.旭.汉		品 (家む。)					カケインナヤト		
			_			N/A	8 吹付け塗装機	吹付け能力		
		/時以上	の用に	供りつ		粉		30L/時以上	L#: \#- ++ \#+	[p 4g 45 m]]
			もの	u blas	600	じ、			構造基準	[P47参照]
			前項以		600	ん				
m		· 木 国 188 Ab コ	施	設			のた。一枚学さっ。豆はっこい	ナッテのこの		
四	印刷回路用銅張積				1,400		35ハ 接着デープ。又はフィルム	すべしのもの	[=-	(人) 会切
	層板等の製造に係る技能を	p,000m/⊭	可以上		(ppmC)	ば	製造用乾燥施設及び焼		上記	(★)参照
	る接着の用に供する整備施設					<i>V</i> 1	付施設 41 発光期日制光田冷工	ナッテのシェ		
	る乾燥施設					煙	41 繊維製品製造用塗工	すべてのもの		
五.	接着の用に供する	送風機能力	h		1,400		コーター施設		トリクロロエチレン	51ppm (102ppmC)
	乾燥施設	15, 000 m ³	/時以」	Ŀ	(ppmC)					
六	印刷の用に供する	送風機能力	h		400					
	乾燥施設(オフセ	7,000 m³/用	寺以上		(ppmC)					
	ット輪転印刷)							±11 ±11 ₹ ≤ 1		
七	印刷の用に供する	送風機能力	 h		700			規制なし		
	乾燥施設(グラビ	27, 000 m ³ /	時以上		(ppmC)					
	ア印刷)									
八	工業の用に供する	洗浄剤が多	と気に接	安する	400		35~ 金属の表面加工用	すべてのもの	[≓∺	(本) 夕四
	揮発性有機化合物	面の面積			(ppmC)		脱脂施設	9~(のもの	上記	(★)参照
	による洗浄施設		$5\mathrm{m}^2$	以上		3, 79	42 トリクロロエチレンを使用す	接する面の面	I II house to a	F1 (100 0)
						ば	る脱脂・洗浄施設	積3㎡以上	トリクロロエチレン	51ppm (102ppmC)
						Γ 	43 テトラクロロエチレンを使用す	接する面の面	-1-1	(00 =)
						煙	る脱脂・洗浄施設	積3㎡以上	テトラクロロエチレン	41ppm (82ppmC)
							44 ジクロロメタンを使用する	接する面の面		
							脱脂・洗浄施設	積0.5 m²以上	シ゛クロロメタン	53ppm (53ppmC)
九	ガソリン、原油等	容量が1,0	00 k LD	人上	60,000		1 原油、ガソリン、有機			
	の内容物の貯蔵タ	2,000 k L			(ppmC)	炭	溶剤等の貯蔵施設	貯蔵能力	構造基準	[P38参照]
	ンク	,	. 11.4		(既設等猶予)	化	Payla 4 - Majawasa	1,000kL以上	1174247	E > 1003
		容量が			60,000	水	3 ベンゼン、アクリロニトリル又	貯蔵能力		
		2,000 k L以	エトのも	o Ø	(ppmC)	素	は酸化エチレンの貯蔵施設	10kL以上	構造基準	[P38参照]
Щ.	匹凯,亚出 10 年						7 出 10 年 4 日 1 ロビ吸げ			

^{※1} 既設:平成18年3月31日以前に設置、新設:平成18年4月1日以降に設置

^{※2} バーナーの燃焼能力が重油換算 50L/時以上又は変圧器の定格容量 200kVA 以上の乾燥炉又は伝熱面積 10 ㎡以上若しくは バーナーの燃焼能力が重油換算 50L/時以上のボイラーから熱源を供給されたものをいう。

注1 各乾燥施設の関連施設には、法及び県のばい煙の「乾燥炉」がある。

² 規制対象施設の欄の「ばい煙」とは「ばい煙発生施設」、「粉じん」とは「粉じん発生施設」、「炭化水素」とは「炭化水素系物質発生施設」をいう。

ウ VOC (揮発性有機化合物) に該当する主な物質

	100 (1+70 E 11 M 10 10 10)		.,		
1	トルエン	34	エチルシクロヘキサン	68	アクリロニトリル
2	キシレン	35	テトラリン	69	テトラヒドロフラン
3	1, 3, 5ートリメチルベンゼン	36	メチルアミルケトン	70	エチレングリコールモノメ
4	酢酸エチル	37	メチルnーブチルケトン		チルエーテル
5	デカン	38	クロロメタン	71	nープロピルブロマイド
6	メタノール	39	ベンジルアルコール	72	メタクリル酸メチル
7	ジクロロメタン	40	シクロペンタノン	73	1,3-ブタジエン
8	メチルエチルケトン	41	2-メチルー1-ブテン	74	1,1-ジクロロエチレン
9	nーブタン	42	nーヘプタン	75	2,4ージメチルペンタン
10	イソブタン	43	ビシクロヘキシル	76	酸化プロピレン
11	トリクロロエチレン	44	N,N-ジメチルホルムアミド	77	クロロホルム
12	イソプロピルアルコール	45	trans-2ーペンテン	78	臭化メチル
13	酢酸ブチル	46	cis-2ーペンテン	79	ジペンテン
14	アセトン	47	スチレン	80	1ーヘプテン
15	メチルイソブチルケトン	48	N-メチルー2-ピロリドン	81	1,4-ジオキサン
16	ブチルセロソルブ	49	エチルセロソルブアセテート	82	アセトニトリル
17	nーヘキサン	50	ベンゼン	83	塩化アリル
18	nーブタノール	51	イソホロン	84	アクリル酸
19	nーペンタン	52	シクロヘキサノン	85	イソプレン
20	cis-2ーブテン	53	エタノール	86	アセトアルデヒド
21	イソブタノール	54	メチルシクロペンタン	87	1,2-ジクロロプロパン
22	プロピレングリコールモノメチ	55	酢酸ビニル	88	メチルセロソルブアセテー
	ルエーテル				}
23	テトラクロロエチレン	56	3-メチルヘキサン	89	エチレンオキシド
24	シクロヘキサン	57	2,3-ジメチルブタン	90	oージクロロベンゼン
25	酢酸プロピル	58	2,2ージメチルブタン	91	クロロベンゼン
26	trans-2ーブテン	59	メチルシクロヘキサン	92	ギ酸メチル
27	エチルセロソルブ	60	イソプロピルセロソルブ	93	トリエチルアミン
28	ウンデカン	61	1,2-ジクロロエタン	94	3ーメチルヘプタン
29	ノナン	62	塩化ビニル	95	フェノール
30	プロピレングリコールモノメチ	63	テトラフルオロエチレン	96	ナフタレン
	ルエーテルアセテート	64	エチルベンゼン	97	アクリル酸メチル
31	2ーメチルペンタン	65	クメン	98	シクロヘキシルアミン
32	エチレングリコール	66	クロロエタン	99	ホルムアルデヒド
33	2-メチルー2-ブテン	67	トリクロロエタン	100	エピクロロヒドリン
-					

環境省通知[環管大発第050617001号(平成17年6月17日付)]から抜粋

エ 炭化水素系物質発生施設及び構造等の基準

(県条例第16条、県条例施行規則第6条、第20条)

西亚口	出几个主文种质水化长型	社 免担性	炭化水素系物質発生施設の構造
項番号	炭化水素系物質発生施設	対象規模	並びに使用及び管理に関する基準
1	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用	貯蔵能力が	1 次のいずれかに該当すること。
	燃料油又はジェット燃料油(規格	1,000kL以上	イ 浮屋根型の施設であること。
	K2209に規定する1号及び2号のジ	であること	ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通
	エット燃料油を除く)の貯蔵施設		気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されてい
	(次項に掲げるものは除く) 及び		るか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置され
	有機溶剤(石油系炭化水素、ハロ		ていること。
	ゲン化炭化水素、アルデヒド類、		2 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置
	ケトン類及びアルコール類に限		を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、
	る。) の貯蔵施設		ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用す
			ること。
2	ガソリンスタンドに設置されるガ	貯蔵能力の合	次の各号のいずれかに該当すること。
	ソリンの貯蔵施設	計が40kL以上	1 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置
		であること	されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設
			置されていること。
			2 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が
			設置されていること。
3	ベンゼン、アクリロニトリル又は	貯蔵能力が10	1 次のいずれかに該当すること。
	酸化エチレンの貯蔵施設	kL以上である	イ 浮屋根型の施設であること。
	(第1項に掲げる施設は除く。)	こと。	ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通
			気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されてい
			るか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置され
			ていること。
			2 次のいずれかに該当すること。
			イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装
			置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを
			使用すること。
			ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置
			が設置されていること。

注 1 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質(ばい煙を除く。)をいう。

² 項番号とは、県条例施行規則別表第3の項番号をいう。

(3) 粉じん(法第2条、県条例第2条)

ア 特定粉じん(石綿) (法第2条第8項)

(ア) 特定粉じん発生施設(法第2条第10項、法施行令第3条の2)

項番号	特定粉じん発生施設	対象規模
1	解綿用機械	
2	混合機	原動機の定格出力 3.7kW以上
3	紡織用機械	
4	切断機	
5	研磨機	
6	切削用機械	原動機の定格出力 2.2kW以上
7	破砕機及び摩砕機	原期機の定俗百万 2.2kw以上
8	プレス (剪断加工用のものに限る。)	
9	穿孔機	

備考 この表の第2欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。

(イ) 特定粉じん発生施設の規制基準及び濃度の測定

(法第 18 条の 5、法第 18 条の 10、法第 18 条の 12、法施行規則第 16 条の 2、法施行規則第 16 条の 3)

項目	内 容
規制基準	1リットルにつき10本
(敷地境界)	(工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度)
測定方法	平成元年環境庁告示第93号に定める方法
測定時期	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
記録の保存	3年間保存する。

注 常時使用する従業員の数が20人以下の工場は、当分の間測定を行わないことができる。

【大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(平成元年12月27日)】

注1 項番号とは、法施行令別表第2の2の項番号をいう。

² 特定粉じんとは、石綿をいう。

(ウ) 特定粉じん排出等作業(法第2条第11項、第18条の17、法施行令第3条の3及び4)

a 特定建築材料

			具体例
	特定粉じ	①吹付け石綿	・吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール・石綿含有ひる石吹付け材・石綿含有パーライト吹付け材
	んを多量に	②石綿を含有する**1断熱材	・屋根用折版裏断熱材 ・煙突用断熱材
特定建築材料	建築材料の発生する等の	③石綿を含有する*1保温材	・石綿保温材・石綿含有けいそう土保温材・石綿含有パーライト保温材・石綿含有けい酸カルシウム保温材・石綿含有ひる石保温材・石綿含有水練り保温材
料	原因となる	④石綿を含有する*1耐火被覆材	・石綿含有耐火被覆板 ・石綿含有けい酸カルシウム板第2種 ・石綿含有耐火被覆塗り材
	○石線 ○石線 (抗	出以外の特定建築材料 語含有成形板 語含有仕上塗材 正工方法によらない) D他石綿を含有する全ての建築材料	・石綿含有スレートボード ・石綿含有けい酸カルシウム板第1種 ・石綿含有押出成形セメント板 ・石綿含有ビニル床タイル ・石綿含有石膏ボード ・石綿セメント管

注 1 「石綿を含有する」とは、石綿を意図的に含有させたもの、又は石綿の質量が当該建築材料の質量の 0.1%重量を超えることをいう。

b 特定粉じん排出等作業の種類

項番号	特定粉じん排出等作業
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

- 注 1 建築物等とは建築物その他の工作物をいう。
 - 2 当該作業の場所から特定粉じんが排出されず、かつ、飛散しない場合には、当該作業は特定粉じん排出等作業に該当しない。 (例:配管の曲線部のみが石綿を含有する保温材で覆われている場合に、保温材で覆われていない直線部分を切断して配管ごと保温材を取り外す作業(飛散の可能性がある場合は届出対象))
 - 3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事を特定工事といいます。

(エ) 事前調査 (法第 18 条の 15、法施行規則第 16 の 5~10)

義務	工事の元請業者(または自主施工者)が負う。
調査項目	当該解体等工事が特定工事に該当するか否か
調査方法	設計図書等の書面調査及び特定建築材料の有無の目視調査 ※上記の方法により、石綿の含有の有無が明らかにならなかったときは、分析調査が必要。ただし、石綿が使用されているとみなして法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずるときは分析調査を省略できる。
調者資格	① 建築物(登録規程*第2条第4項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く。)について ・登録規定*に規定する一般建築物石綿含有建材調査者 ・登録規定*に規定する特定建築物石綿含有建材調査者 ・令和5年10月1日前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者 ② 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部について ・①に掲げる者 ・登録規程*に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者 ③ 特定工作物(1~5、7~11)について(令和8年1月施行) ・登録規定*に規定する工作物石綿事前調査者 ④ 特定工作物(6、12~17)及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料を使用している特定工作物以外の工作物について(令和8年1月施行) ・①に掲げる者 ・登録規定*に規定する工作物石綿事前調査者 ※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号、令和5年3月27日一部改正)
説明 方及 時期	方法:受注者が発注者に書面を交付して説明する。 時期:当該工事の開始日までに行う。(届出対象特定工事に該当する場合は、作業開始 の日の14日前まで)
説明事項	・事前調査の終了年月日 ・事前調査の方法 ・調査者の資格①~④の調査を行ったときは、調査者の氏名及び調査者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項 ●《当該工事が特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類、使用箇所及び使用面積 ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法 ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ●《さらに当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の事項も説明が必要です》・作業方法として、大気汚染防止法第18条の19に規定する各措置をそれぞれに定める方法で行わないときは、その理由 ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

記録の保存時期:3年間 記録する事項 ・解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の 氏名 ・解体等工事の場所 ・事前調査を終了した年月日 ・事前調査の方法 ・解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日 ・解体等工事の名称及び概要 ・解体等工事に係る建築物等の概要 記録 ・解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するとき は、当該作業の対象となる建築物等の部分 ・調査者の資格①~④の調査を行ったときは、調査者の氏名(環境大臣が定める者に該 当することを証明する書類の写しも必要) ・分析による調査を行ったときは、調査を行った箇所、調査を行った者の氏名及び所 属する機関又は法人の名称 ・解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか 否か(解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあってはその旨)及 び該当しないときは、その根拠の概要 ・当該工事の場所において公衆に見やすいように掲示する。 掲示 ・掲示板を設けることにより行う。 ・大きさは、日本産業規格 A3 用紙以上(長さ 42.0 cm、幅 29.7 cm以上又は長さ 29.7 方法 cm、幅 42.0 cm以上) ・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は、その代表者の氏名 掲示 事前調査の終了年月日 内容 ・事前調査の方法 ・事前調査の結果

●特定工作物

特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物。 (令和2年環境省告示第77号、令和5年6月23日一部改正)

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び圧力容器 4:配管設備 5:焼却設備 6:煙突

7: 貯蔵設備 8: 発電設備 9: 変電設備 10: 配電設備 11: 送電設備

12:トンネルの天井板 13:プラットホームの上家 14:遮音壁 15:軽量盛土保護パネル

16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

(オ) 特定粉じん排出等作業の作業基準(法第18条の14、法施行規則第16条の4、別表第7)

a 作業計画の作成

- ・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 特定工事の場所
- ・特定粉じん排出等作業の種類、実施期間及び方法

記載事項

・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに その使用箇所及び使用面積

- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及 び連絡場所

b 掲示板の掲示

D 1/6/7.	1.([X × 2.15]2].
掲示 方法	・当該工事の場所において公衆に見やすいように掲示する。・掲示板を設けることにより行う。・大きさは、日本産業規格A3用紙以上(長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上)
掲示内容	・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名・特定粉じん排出等作業の実施の期間・特定粉じん排出等作業の方法・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
	《当該工事が届出対象特定工事に該当する場合は以下の項目も掲示が必要です》 ・届出年月日及び届出先

その他 他法令等に基づく掲示に追記する形式でも可

c 作業の方法

1 令第3条の4第1号に掲げ る作業のうち、吹付け石綿 及び石綿含有断熱材等を除 去する作業(次項又は5の 項に掲げるものを除く。)

令第3条の4第1号に掲げ 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築 る作業のうち、吹付け石綿 材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- 及び石綿含有断熱材等を除 イ 特定建築材料の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔去する作業(次項又は5の 離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。
 - ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格 Z 8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。
 - ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う 日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使 用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修 その他の必要な措置を講ずること。
 - 二 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること
 - ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。
 - へ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う 目の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の 開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に 付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・ 排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより 集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直 ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずるこ と。
 - ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。

2 令第3条の4第1号に掲げる作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの(5の項に掲げるものを除く。

令第3条の4第1号に掲げ 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築 る作業のうち、石綿含有断 材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
- って、特定建築材料をかき ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。

3 (令弟3条の4弟1号又は弟 2 号に掲げる作業のうち、 石綿を含有する仕上塗材を 除去する作業(5 の項に掲 げるものを除く。)

3 令第3条の4第1号又は第 次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築 2 号に掲げる作業のうち、材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- 石綿を含有する仕上塗材を イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。(ロの規定により特定除去する作業 (5 の項に掲 建築材料を除去する場合を除く。)
 - ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、 次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。※1
 - ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

令第3条の4第1号又は第 2 号に掲げる作業のうち、 他の建築材料(吹付け石 石綿を含有する仕上塗材を 除く。この項の下欄におい て「石綿含有成形板等」と (1 の項から 3 の項まで及 び次項に掲げるものを除 < 。)

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築 材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

- 石綿を含有する成形板その イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこ
- 綿、石綿含有断熱材等及び 口 イの方法により特定建築材料(ハに規定するものを除く。)を除去することが 技術上著しく困難なとき又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものと して行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿 潤化すること。**1
- いう。)を除去する作業 / 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる 原因となるものとして環境大臣が定めるもの(石綿を含有するけい酸カルシウム 板第1種)にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき 又は令第3条の4第2号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適 しないときは、次に掲げる措置を講ずること。
 - (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。
 - (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。※1
 - ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合にお いて、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他 の特定粉じんの処理を行うこと。
- | 令第3条の4第1号に掲げ る作業のうち、人が立ち入 置を講ずること。 ることが危険な状態の建築 物等を解体する作業その他 の建築物等の解体に当たり あらかじめ特定建築材料を 除去することが著しく困難 な作業

作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措

6 令第3条の4第2号に掲げ 及び石綿含有断熱材等に係 有する措置を講ずること。 る作業

次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特 る作業のうち、吹付け石綿 | 定建築材料の除去若しくは囲い込み等**2 を行うか、又はこれらと同等以上の効果を

- イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は1の項下欄イ からトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合 は2の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。
- ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態 及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場 合は、当該特定建築材料を除去すること。
- ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等(これらの建築) 材料の切断、破砕等を伴うものに限る。)を行う場合又は吹付け石綿の封じ込め を行う場合は、1の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、 「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込 み等」と読み替えることとする。

※1 「除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること」については、「除じん性能を有する電動工具を使用 すること」を同表 3 の項及び 4 の項に規定する「これと同等以上の効果を有する措置」として取り扱って差し支えな い。「除じん性能を有する」とは、日本産業規格 Z8122 でいう HEPA フィルタ又はこれと同等以上の性能を有するフィ ルタを備えた集じん機を用いることが含まれる。

※2 「囲い込み等」とは、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料が露出しな いよう板状の材料で完全に覆う等して、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること(囲い込み) や、大気への特定粉じんの排出及び飛散が生じないようにしながら特定建築材料の表面又は内部に固化剤を浸透させ るなどして、特定粉じんの飛散防止及び特定建築材料の損傷防止を図ること(封じ込め)をいいます。

- イ 一般粉じん(法第2条第8項)及び粉じん(県条例第2条)
- (ア) 一般粉じん発生施設(法第2条第9項、法施行令第3条)及び粉じん発生施設(県条例第2条第1項第6号、県条例施行規則第5条)

項看	番号	一般粉じん発生施設(法)	対象	規模
法	県 条例	粉じん発生施設(県条例)	法	県条例
1	1	コークス炉	原料の処理能力 50t/日以上	同左 20t/日以上
2		鉱物 (コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。) 又は土石の堆積場	面積 1,000㎡以上	_
	2	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)、 土石又はチップの堆積場	_	面積 500㎡以上
3		ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅 75cm以上 又は バケットの内容積 0.03㎡以上	_
_	က	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物の用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	_	ベルトの幅 50cm以上 又は バケットの内容積 0.01㎡以上
4	_	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力 75kW以上	_
_	4	破砕機、粉砕機、摩砕機及び研磨機 (湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	_	原動機の定格出力 破砕機、摩砕機 15kW以上 粉砕機、研磨機 3.75kW以上
5		ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に 供するものに限り、湿式のもの及び密閉 式のものを除く。)	原動機の定格出力 15kW以上	_
_	5	ふるい (湿式のもの及び密閉式のものを 除く)	_	原動機の定格出力 7.5kW以上
	6	打綿機及び混打綿機	_	原動機の定格出力 5kW以上
	7	チッパー及び砕木機	_	原動機の定格出力 15kW以上
_	8	吹付け塗装機	_	吹付け能力 30 L/時以上

- 注 1 項番号とは、法では法施行令別表第2の項番号、県条例では県条例施行規則別表第2の項番号をいう。
 - 2 規制対象となる一般粉じん発生施設及び粉じん発生施設は、法では工場・事業場に設置されるものである。 また、県条例では工場・事業場に設置されるもので、法第2条第9項に規定する一般粉じん発生施設、同条第10項に規定する特定粉じん発生施設及び鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される粉じん発生施設を除く。

(イ) 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(法第 18 条の 3、法施行規則第 16 条) 粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準(県条例第 16 条、県条例施行規則第 20 条)

項都	番号	施記		構造並びに使	用及び管理に関する基準				
法	県条例	法	県条例	法	法 県条例				
コークス炉				 1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じん(粉じん)を処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりフードを設置することが著しく困難な場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 					
スを含み、スを含む。			スを含む。 以下同じ)、 土石、チッ	一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある鉱物又は土石(鉱物、土石又はチップ)を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。					
ベルトコン チップ、穀 ベア、バケ 物用ベルト ットコンベ コンベア、			セメント、 チップ、穀 物用ベルト コンベア、 バケットコ	 一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメント(鉱物、土石、セメント、チップ又は穀物)を運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。 1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びに積込部及び積降部以外の一般粉じん(粉じん)が飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。 					
	4	砕機・摩砕 機	機、研磨機	1 一般粉じん(粉じん)が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。2 フード及び集じん機が設置されていること。3 散水設備によって散水が行われていること。					
	5	鉱物、岩石、 セメント用 ふるい	ふるい	4 防じんカバーでおおわれている 5 前各号と同等以上の効果を有す					
	6	_	打綿機、 混打綿機		次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に				
_	7	_	チッパー、 砕木機	_	設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 前3号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。				
_	8	-	吹付け塗装機	_	次の各号のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に 設置されていること。 2 集じん機が設置されていること。 3 前2号と同等以上の効果を有する措置が 講じられていること。				

注()内は、県条例の場合。

(4) 水銀等(水銀及びその化合物) (法第2条第13項) 施行日:平成30年4月1日

ア 水銀排出施設及び排出基準 (法施行令第3条の5、施行規則第5条の2、別表第3の3) (その1)

項番号※1	施設の種類		規制対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)		施設の使用用途等	On (%)	排出基準 ^{※2} (μ g/m³)		備考
ラ ※1			(以下のいすれた	いに該当するもの)	17360)		新設	既設	※ 3
1	石炭燃焼ボ	①小型石炭混焼ボイラー	重油換算	50L/時以上	燃焼能力 10 万 L/時未 満 (石炭専焼を除く)	6	10	15	1
2	イラー	②石炭ボイラー (上記を除く。)			燃焼能力 10 万 L/時以 上又は石炭専焼		8	10	
非鉄金属製	鉄	①焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼の 焼成炉を含む。)及び煆焼の /金属の精錬の用に供する含 鉱炉(溶鉱用反射炉を含 む。)、転炉及び平炉(③を 除く。)	原料処理能力	1 t/時以上	金属精錬用 (銅又は金を精錬する ものに限る。)	0s	15	30	3 • 4
	造用		火格子面積	1 ㎡以上					
	の 精	②溶解炉(専ら粗銅、粗銀又	又は 羽口面断面積	0.5 ㎡以上	金属の精錬用 (銅又は金を精錬する ものに限る。)				
3	錬	は粗金を原料とするもの、こ しき炉及び③を除く。)	又は 重油換算	50L/時以上		0s	15	30	5
	焙焼		又は 変圧器定格容量	₹ 200kVA 以上					
1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	工程(一次施設)	③焙焼炉、焼結炉(ペレット 焼成炉を含む。)、溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉、溶解炉(専ら粗銅を原 料とするものを除く。)及び 乾燥炉	原料処理能力 火性 火性 火性 火性 大性 大性 大性 大性 大性 大性 大性 大性 大性 大	0.5t/時以上 0.5 ㎡以上 0.2 ㎡以上 20L/時以上	銅の精錬用	0s	15	30	14
	非鉄金属製造	①焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉/金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(③を除く。)	原料処理能力	1 t/時以上	金属精錬用 (鉛又は亜鉛を精錬す るものに限る。)	0s	30	50	3 • 4
	用の		火格子面積	1 ㎡以上					
	精	②溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留	又は 羽口面断面積	0.5 ㎡以上	金属の精錬用		20	F0	_
4	錬	亜鉛を原料とするもの、こし き炉及び③を除く。)	又は 重油換算	50L/時以上	(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	0s	30	50	5
	焙焼		又は 変圧器定格容量	量 200kVA以上					
	工程		原料処理能力	0.5t/時以上					
	一次	焼成炉を含む。)、溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。)、	又は 火格子面積	0.5 ㎡以上			0.0	5 0	ļ , l
	施	次 (谷鉱角及新炉を含む。)、 施 転炉、溶解炉(専ら粗鉛又は	又は 羽口面断面積	0.2 ㎡以上	鉛又は亜鉛の精錬用	0s	30	50	14
	設)	除く。)及び乾燥炉	又は 重油換算	20L/時以上					

^{※1} 項番号とは、法施行規則別表第3の3の項番号をいう。

2 既設:平成30年3月31日以前に設置、新設:平成30年4月1日以降に設置。

ただし既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

- 3 対応する法施行令別表第1の項番号を示す。
- 注1 重油換算とは、液体燃料 10L、ガス燃料 16 ㎡、固体燃料 16 kgを重油 10L に換算することをいう。
 - 2 換算水銀濃度= (測定水銀濃度) × (21-0n) (21-測定酸素濃度)

On:排出ガス中の標準酸素濃度、Os:排出ガス中の酸素濃度(20%を超える場合は20%とする。)

On の欄に「Os」とある施設は、標準酸素濃度への換算(上記式の補正)は行わない。 熱源として、電気を使用する施設については、標準酸素濃度補正は行わない。

(その2)

			T				(D) 2)	711.
項番号	施設の種類		規制対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)	施設の使用用途等	On (%)		基準 /㎡) 既設	備 考 ※ 5
		①焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、煆焼炉、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、で3 ない、転炉及び平炉(③及び⑤を除く。)	原料処理能力 1 t/時以上	金属の精錬用 (銅を精錬するものに限る。) 金属の精錬用 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	0s	50 50	300	3 • 4
	非鉄	②溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又 は蒸留亜鉛を原料とするも	火格子面積 1 m²以上 又は 羽口面断面積 0.5 m²以上 又は 又は	金属の精錬用(銅を精錬するものに限る。)	0s	50	300	5
	金属製造用の精	の、こしき炉並びに③、④及 び⑤を除く。)	重油換算 50L/時以上 又は 変圧器定格容量 200kVA 以上	金属の精錬用 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)	0	50	400	5
5	.錬・焙焼工程(二次施設)	③焙焼炉、焼結炉(ペレット 焼成炉を含む。)、溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。)、 転炉、溶解炉(専ら粗銅、粗 鉛又は蒸留亜鉛を原料とする	原料処理能力 0.5t/時以上 又は 火格子面積 0.5 ㎡以上 又は	銅の精錬用	0s	50	300	14
		鉛又は蒸留亜鉛を原料とする ものを除く。)及び乾燥炉 (⑤を除く。)	羽口面断面積 0.2 ㎡以上 又は 重油換算 20L/時以上	鉛又は亜鉛の精錬用		50	400	
		④溶解炉	重油換算 10L/時以上 変圧器定格容量 40kVA 以上	鉛の二次精錬用(鉛合 金の製造を含まな い。)	0s	50	400	24
		⑤焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、 溶解炉及び乾燥炉	原料処理能力 0.5t/時以上	亜鉛の回収用(製鋼の 用に供する電気炉から 発生するばいでした。 かられたものからの 亜鉛の回収に限る。)	0s	50	400	% 1
	非鉄金属製造	①焙焼炉、焼結炉(ペレット 焼成炉を含む。)、煆焼炉、 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含 む。)、転炉及び平炉	原料処理能力 1 t/時以上	金属の精錬用 (金を精錬するものに 限る。)	0s	30	50	3 • 4
6	(造用の精錬・程(二)次施設)	②溶解炉(専ら粗銀又は粗金 を原料とするもの及びこしき 炉を除く。)	火格子面積 1 ㎡以上 又は 羽口面断面積 0.5 ㎡以上 又は 50L/時以上 又は 文に 変圧器定格容量 200kVA 以上	金属の精錬用(金を精錬するものに限る。)	0s	30	50	5
7	焼成炉	ī	火格子面積1 m²以上又は50L/時以上又は変圧器定格容量 200kVA 以上	セメント製造用	10	50	80**2	9
8	廃棄物焼却炉	①一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、下水汚泥焼却炉 (専ら排出事業者が設置する 廃油焼却施設であって、原油 精製工程から排出された廃油 以外を取り扱うものを除 く。)	火格子面積2 m³以上又は200kg/時以上	廃棄物焼却炉	12	30	50	13

(その3)

						, ,	V) 0)	
項番号		施設の種類	規制対象規模 (以下のいずれかに該当するもの)	施設の使用用途等	On (%)	排出 (μg 新規	基準 /㎡) 既設	備 考 ※ 5
9	石炭ガス化複合発電施設	ガスタービンのうち石炭をガ ス化して燃焼させるもの	燃料燃焼能力 重油換算 50L/時以上	石炭ガス化複合発電施 設	16	8**6	10 ^{**6}	29
10	廃棄物焼却炉	②廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物**3 又は水銀含有再生資源**4 を取り扱う施設(加熱工程を含む施設に限る。)	全て (施設規模による裾切りはな し。)	廃棄物焼却炉	12	50	100	13

- - 5 対応する法施行令別表第1の項番号を示す。
 - 6 既設:令和7年9月30日以前に設置、新設:令和7年10月1日以降に設置。

- イ 水銀濃度の測定等(法第18条の35、法施行規則第16条の12等)
- · 測定対象

全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)

粒子状水銀については、一定の条件*1を満たせば、ガス状水銀の濃度をもって全水銀の濃度とみなすことができる。ただし、この場合であっても、3年に1度は粒子状水銀の測定は必要。

• 測定方式

バッチ測定又は連続測定※2

• 測定方法

平成28年環境省告示第94号に定める方法

• 測定頻度

施設区分	測定頻度
排出ガス量が4万㎡/時以上の施設	4か月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量が4万㎡/時未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに1回以上
専ら銅、鉛、亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	

・記録の保存

3年間保存する。

- ※1 粒子状水銀濃度の測定を省略できる条件は、連続する3年の間継続して、以下のいずれかを満たす場合
 - ① 粒子状水銀濃度が、ガス状水銀の定量下限未満
 - ② 測定結果の年平均(注)が50μg/m³未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
 - ③ 測定結果の年平均(注)が50μg/m³以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5μg/m³未満
 - (注) 連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値。再測定を行った場合は、再測定の結果(「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値)を用いて、年平均値を算出する。
- ※2 水銀排出施設のうち以下の施設は、定期測定及び再測定に代えて、環境大臣が定める測定法のうち、水 銀濃度を連続的に測定することが可能な方法(連続測定)により行うことができる。
 - ① 規則別表第3の3の3の項に掲げる施設(銅又は工業金の一次精錬の用に供する施設)
 - ② 規則別表第3の3の4の項に掲げる施設(鉛又は亜鉛の一次精錬の用に供する施設)
 - ③ 規則別表第3の3の5の項に掲げる施設(銅、鉛又は亜鉛の二次精錬の用に供する施設)
 - ④ 規則別表第3の3の6の項に掲げる施設(工業金の二次精錬の用に供する施設)
 - ⑤ 規則別表第3の3の8の項に掲げる施設のうち、
 - ・大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉であって廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物を処理する施設
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設に限 る)

上記①~⑤の施設において連続測定を行った場合にも、その測定結果を記録し、3年間保存する。

ウ 要排出抑制施設の設置者の取組み(法第18条の37、法施行令第10の2)

要排出抑制施設は、規制対象施設以外のうち、我が国において水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、排出抑制をすることが適当であるものである。

・排出抑制施設の種類

「製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼結炉を含む)」と「製鋼の用に供する電気炉」

・要排出抑制施設の設置者の自主的取組等

要排出抑制施設の設置者は、排出抑制のための自主的取組として、単独又は共同で、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況及びその評価を公表しなければならない。

(5) ばい煙又は特定物質に関する事故時の措置(法第17条)

ア 特定物質(法施行令第10条)

1. アンモニア	11. アクロレイン	21. 二酸化セレン
2. ふっ化水素	12. 二酸化硫黄	22. クロルスルホン酸
3. シアン化水素	13. 塩素	23. 黄りん
4. 一酸化炭素	14. 二硫化炭素	24. 三塩化りん
5. ホルムアルデヒド	15. ベンゼン	25. 臭素
6. メタノール	16. ピリジン	26. ニッケルカルボニル
7. 硫化水素	17. フェノール	27. 五塩化りん
8.りん化水素	18. 硫酸・三酸化硫黄	28. メルカプタン
9. 塩化水素	19. ふっ化珪素	
10. 二酸化窒素	20. ホスゲン	(28物質)

イ 事故時の措置(法第17条)

	措置の要件	措置の内容
ばい煙発生施設	故障、破損その他の事故が発生し、	ただちにその事故について応急措置を講じ、
設置者又は特定	ばい煙又は特定物質*1が大気中に	かつ、その事故を速やかに復旧する。
施設設置者※2	多量に排出された場合	ただちにその事故の状況を都道府県知事(政
		令指定都市及び政令市の場合、当該市長)に
		通報する。
		ただし、石油コンビナート等災害防止法(昭
		和50年法律第84号)第23条第1項の規定による
		通報をした場合は、この限りでない。
都道府県知事	事故に係る工場・事業場の周辺の	当該ばい煙発生施設設置者又は特定施設設置
(政令指定都市	区域における人の健康がそこなわ	者に対し、その事故の拡大、又は、再発の防
及び政令市の場	れ、又は、そこなわれるおそれが	止のため必要な措置をとるべきことを命ずる
合、当該市長)	あると認めるとき	ことができる。

- ※1 特定物質とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めたものをいう。
- ※2 特定施設設置者とは、特定物質を発生する施設 (ばい煙発生施設を除く。届出不要)を工場・事業場に設置 している者をいう。

(6) 大気汚染防止法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係(法第27条) (その1)

	法		法適用除外事項の扱い					
条項	内容	適用	電気事業法、ガス 事業法及び鉱山保 安法の相当規定と する法の条項	経済産業大臣から 知事(市長)への 通知	知事(市長)から 経済産業大臣への 措置要請	知事(市長)と経 済産業大臣との協 議		
			(法第27条第1項)	(法第27条第2項)	(法第27条第3項)	(法第27条第5項)		
第3条	排出基準	0						
第4条	上乗せ排出基準	0						
第5条の2	指定ばい煙の総量	0						
第6条	ばい煙発生施設の設置の届 出		0	0				
第7条	ばい煙発生施設の経過措置		0					
第8条	ばい煙発生施設の構造等の 変更の届出		0	0				
第9条 第9条の2	計画変更命令等		0		0			
第10条	実施の制限		0					
第11条	氏名の変更等の届出		0	0				
第12条	承継の届出		0	0				
第13条	ばい煙の排出の制限	0						
第13条の2	指定ばい煙の排出の制限	0						
第14条第1項	排出基準に係る改善命令等					0		
第14条第3項	総量規制基準に係る改善命 令等					0		
第15条	季節による燃料の使用に関する措置	0						
第15条の2	指定地域における燃料の使 用に関する措置	0						
第16条	ばい煙量等の測定	0						
2,1.	特定物質に関する事故時の)	0					
第17条の4	揮発性有機化合物の排出基 準	0						
第17条の5	揮発性有機化合物排出施設 の設置の届出		0	0				
第17条の6	揮発性有機化合物排出施設 の経過措置		0					
第17条の7	揮発性有機化合物排出施設 の構造等の変更の届出		0	0				
第17条の8	揮発性有機化合物排出施設 の計画変更命令等		0		0			
第17条の9	揮発性有機化合物排出施設 の実施の制限		0					
第17条の10	揮発性有機化合物排出施設 の排出基準の遵守義務	0						
第17条の11	揮発性有機化合物排出施設 の排出基準に係る改善命令 等					0		
第17条の12	揮発性有機化合物濃度の測 定	0						

法			法適用除外事項の扱い				
条項	内 容		電気事業法、ガス 事業法及び鉱山保 安法の相当規定と する法の条項 (法第27条第1項)	経済産業大臣から 知事(市長)への 通知 (法第27条第2項)		知事(市長)と経済産業大臣との協議 (法第27条第5項)	
第18条	一般粉じん発生施設の設置等の 届出		0	0			
第18条の2	一般粉じん発生施設の経過措置		0				
第18条の3	一般粉じん発生施設に係る構造 等の基準の遵守義務	0					
第18条の4	構造等の基準の適合命令等					0	
第18条の6	特定粉じん発生施設の設置の届 出		0	0			
第18条の7	特定粉じん発生施設の経過措置		0				
第18条の8	特定粉じん発生施設の計画変更 命令		0		0		
第18条の9	実施の制限		0				
第18条の11	特定粉じん発生施設の改善命令 等					0	
第18条の27	水銀の排出基準	\circ					
第18条の28	水銀排出施設の設置の届出		0	0			
第18条の29	水銀排出施設の経過措置		0				
第18条の30	水銀排出施設の構造等の変更の 届出		0	0			
第18条の31	水銀排出施設の計画変更命令等		0		0		
第18条の32	水銀排出施設の実施の制限		0				
第18条の33	水銀排出施設の排出基準の遵守 義務	0					
第18条の34	水銀排出施設の排出基準に係る 改善命令等					0	
第18条の35	水銀濃度の測定	0					
第23条	緊急時の措置等	0					
第26条	報告及び検査	O **					

- ※ 法第 27 条第 2 項に定めるばい煙発生施設等に係る法第 26 条に基づく報告の徴収及び立入検査は、次の場合に 実施できる。
- 注1 ばい煙については、次の権限の行使に関し必要と認められる場合
 - (1) 法第14条第1項(排出基準に係る改善命令等)
 - (2) 法第14条第3項(総量規制基準に係る改善命令等)
 - (3) 法第15条第1項、第2項(季節による燃料の使用に関する措置)
 - (4) 法第15条の2第1項、第2項(指定地域における燃料の使用に関する措置)
 - (5) 法第23条第2項(緊急時の措置)
 - (6) 法第 27 条第 3 項 (措置要請権)
 - 2 揮発性有機化合物については、法第 17 条の 11 (排出基準に係る改善命令等)、法第 23 条第 2 項(緊急時の 措置)及び法第 27 条第 3 項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合
 - 3 一般粉じんについては、法第 18 条の 4 (構造等の基準の適合命令等) 及び法第 27 条第 3 項(措置要請権) の 権限の行使 に関し必要と認められる場合
 - 4 特定粉じんについては、法第 18 条の 11 (特定粉じん発生施設の改善命令等) 及び法第 27 条第 3 項(措置要請権)の権限の行使に関し必要と認められる場合
 - 5 水銀については、法第 18 条の 34 (排出基準に係る改善命令等) 及び法第 27 条第 3 項 (措置要請権) の権限 の行使に関し必要と認められる場合

第2章 ダイオキシン類対策特別措置法

- (1) ダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(以下「ダイオ法」という。)第2条)
 - ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
 - ② ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDs)
 - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB)
- (2) 特定施設 (ダイオ法施行令第1条)

〈大気基準適用施設〉

項番号	特定施設	対象規模
1	焼結鉱 (銑鉄の製造の用に供するものに限る。) の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t /時以上
2	製鋼の用に供する電気炉 (鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に 供するものを除く。)	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t /時以上
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5 t /時以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積 (廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計) 0.5 ㎡以上又は焼却能力 (廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの焼却能力の合計) 50 kg/時間以上

注 項番号とは、ダイオ法施行令別表第1の項番号をいう。

(3) ダイオキシン類の測定 (ダイオ法第28条)

測定頻度	報 告
年1回以上	測定結果は都道府県知事(名古屋市の場合、名古屋市長)に報告しなければならない。

(4) 排出ガスに係る排出基準(ダイオ法第8条、ダイオ法規則第1条・第2条、ダイオ法規則附則第2条)

 $(ng-TEQ/m^3)$

		施設規模		標準酸素		
項番号	特定施設種類	(焼却能力)	∼H9. 12. 1	H9.12.2∼	II19 1 15 a.	濃度(%)
		()死力(胎力)	∼H9. 12. 1	H12. 1. 14	H12. 1. 15∼	仮 及 (70)
1	焼結鋼製造用焼結	炉	1	1	0.1	15
2	製鋼用電気炉		5	0.5	0.5	
3	亜鉛回収施設		10	10	1	0s
4	アルミニウム合金	製造施設	5	5	1	
		4t/h 以上	1	0.1	0.1	
5	廃棄物焼却炉	2t/h 以上 4t/h 未満	5	1	1	12
Э		0.2t/h 以上 2t/h 未満	10	5	5	12
		上記以外	10	10	5	

注1 項番号1及び5の施設については、ダイオキシン類濃度は酸素換算後の値(次式で表される(換算ダイオキシン類濃度))を用いる。

(換算ダイオキシン類濃度) = (測定ダイオキシン類濃度) ×

(21-標準酸素濃度

2 標準換算酸素濃度欄の 0s は、酸素濃度換算を行わないことを示す。

(21-測定酸素濃度)

(5) ダイオキシン類対策特別措置法と電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法との関係 (ダイオ法第 35 条)

ダイス	トキシン類特別措置活	Ė.	法適用除外事項の扱い				
			電気事業法、	経済産業大臣	知事(市長)	知事(市長)と	
			ガス事業法及	から知事(市	から経済産業	経済産業大臣と	
条項	内容	適	び鉱山保安法	長) への通知	大臣への措置	の協議	
宋 · 垻	Pi 谷	用	の相当規定と		要請		
			する法の条項				
			(法第35条第2項)	(法第35条第2項)	(法第35条第3項)	(法第35条第5項)	
第8条	排出基準	\bigcirc					
第9条	排出基準に関する 勧告	0					
第10条	総量規制基準	\bigcirc					
烘10夕	特定施設の設置の						
第12条	届出		0	0			
第13条	経過措置		0				
笠11久	特定施設の構造等						
第14条	の変更の届出		O	0			
第15条	特定施設の計画変		0		0		
第16条	更命令等		O		O		
第17条	実施の制限		0				
第18条	氏名の変更等の届出		0	0			
第19条	承継の届出		0	0			
第3項	/予小匹 ♥ ノ/田 口		O	O			
第20条	排出の制限	\bigcirc					
第21条	総量規制基準に係 る排出の制限	\bigcirc					
第 99条	排出基準に係る改						
第1項	善命令等	\bigcirc				0	
-	総量規制基準に係						
第3項	る改善命令等	\bigcirc				0	
	事故時の措置(電						
第23条	気事業法及びガス	\bigcirc					
第1項	事業法)	0					
第23条	事故時の措置(鉱		-				
第1項	山保安法)		0				
第23条							
第2項	事故時の措置		0				
第3項							
	設置者による測定	0					
	報告及び検査	0					
×1>14					l		

第3章 公害防止管理者等を選任すべき工場・事業場

(1) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年6月10日、法律第107号)

	選任する要件		選任すべき公害	選任すべき公	選任すべき公
	特定工場	工担の担禁	防止管理者の区	害防止主任管	害防止統括者
工場の種類	工場に設置される施設の種類	工場の規模	分	理者	
製造業	法に定めるばい煙発生施設のう	排出ガス量(湿り)	大気関係第一種		常時従業員数
電気供給業	ち、法施行令別表第1の9の項(硫	4万㎡/時以上	公害防止管理者	※ 5	が 21 人以上の
ガス供給業	化カドミウム、炭酸カドミウム、			選任必要	特定工場で必
熱供給業	ほたる石、珪ふっ化ナトリウム又				要
	は酸化鉛を原料として使用するガ	排出ガス量(湿り)	大気関係第二種		
	ラス又はガラス製品製造の用に供	4万㎡/時未満	公害防止管理者		
	するものに限る。) 又は同表の 14				
	の項から26の項				
	(※1)				
	法に定めるばい煙発生施設のう	排出ガス量(湿り)	大気関係第三種	※ 5	
	ち、上記以外のばい煙発生施設	4万㎡/時以上	公害防止管理者	選任必要	
	(ボイラー等)				
			大気関係第四種		
		4万㎡/時未満	公害防止管理者		
	(%1)	1万㎡/時以上			
	法に定める一般粉じん発生施設		一般粉じん関係		
	(鉱物等の堆積場等)	なし	公害防止管理者		
	(** 2)				
	法に定める特定粉じん発生施設		特定粉じん関係		
	(解綿用機械等)	なし	公害防止管理者		
	(*3)				
	法に定めるダイオキシン類発生施		ダイオキシン類		
	設	なし	関係公害防止管		
	(※4)		理者		とたわれたフサ

- ※1 ばい煙発生施設とは、法施行令別表第1に掲げる施設(同表の13の項に掲げる施設を除き、これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項のただし書の附属施設に設置されるものを含む。)をいう。
 - 2 一般粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項 ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)をいう。
 - 3 特定粉じん発生施設とは、法の施行令別表第2の2に掲げる施設(これらに相当する施設で鉱山保安法第2条第2項ただし書の附属施設に設置されているものを含む。)をいう。
 - 4 ダイオキシン類発生施設とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号から第4号に掲げる施設をいう。
 - 5 公害防止主任管理者は、汚水等排出施設が設置されている工場で排出水量が1万㎡/日以上のものに限る。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例(県条例第99条、県条例施行規則第93条)

公害防止担当者を選任する 工場・事業場	対象地域	資格要件
大気指定工場等	市内全域	次のいずれかに該当する者であること。 ・大気関係第1~4種有資格者 ・公害防止主任管理者及びその代理者 ・上記の者のほか、ばい煙を発生し、及び排出する施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者

注 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律による公害防止管理者を選任すべき工場は除外される。

第4章 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

(1) 窒素酸化物に係る総量規制(市条例第14条、市条例施行細則第7条)

ア 適用される工場等(大気規制工場)

窒素酸化物排出施設(注1)を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算したもの(注2)の合計が1時間当たり500リットル以上のもの

(注1) 窒素酸化物排出施設とは、市条例施行細則別表第1に掲げる施設をいう。(P63参照)

(注2) この換算方法は、

①燃原料の量 × ②細則別表2又は3の係数 × ③細則別表4の係数

イ 大気規制基準(市条例施行細則第8条別表第5)

 $Q = a \{ \Sigma (C1 \cdot F1) + \Sigma (C2 \cdot F2) \}^{b}$

Q:大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量(NO₂換算g/時)

F1、F2: 窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を 重油の量へ換算したもの

(①燃原料の量 × ②細則別表2又は3の係数(P65参照))

ただし、F1:平成元年9月30日現に設置されている施設について

F2:平成元年10月1日以後に設置された施設について

C1、C2:市条例施行細則別表第5 付表(P66参照)

ただし、C1:平成元年9月30日現に設置されている施設について

C2: 平成元年10月1日以後に設置された施設について

a: 3.705b: 0.94

(2) 総量規制基準の適否判定方法

窒素酸化物排出量=

Σ { (各施設ごとの定格能力) × (各施設ごとの窒素酸化物排出係数 (最大) }

上記の式によって算出した窒素酸化物排出量を大気規制基準(Q)と比較し、それ以下であれば 基準適合とする。

(3) 窒素酸化物排出係数の算出方法

窒素酸化物排出係数=窒素酸化物濃度×単位燃原料あたりの乾き排出ガス量× $\times 10^{-3}$

(最大・通常)

(最大・通常)

(g/L, g/kg, g/m) (ppm)

 $(m^3/L, m^3/kg, m^3/m^3)$

乾き排出ガス量について

単位燃料当りの乾き排出ガス量については、原則として以下の方法により算出する。

$$G_d = \{G_{0d} + (m-1) \cdot A_0\} \cdot d$$

G 。: 単位燃料当りの乾き排出ガス量

God:単位燃料当りの理論乾き排出ガス量

A 。: 単位燃料当りの理論空気量

m :空気比

d :比重 (液体燃料の場合) (算出方法は P62 参考資料参照)

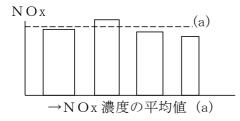
都市ガス13Aの単位乾き排出ガス量は以下の表の数値を使用する。

O ₂ (%)	0	5	6	10	11	12	15	16
単位乾き排出ガス量(G _d)	9. 62	12.6	13.5	18.4	20.2	22.4	33. 7	40.4

イ 燃料を使用する施設(主として窒素酸化物が燃料の燃焼に伴い発生する施設)

排出係数については、窒素酸化物濃度変動パターンによって、次の通りに設定した窒素酸化物 濃度から算出する。(真空フラスコ測定は最低4回以上、連続測定は2時間以上)

(ア)一定負荷型



NOx濃度が101、106、101、97.0ppm (O2=4%) の場合

【例:重油燃焼ボイラー】

NOx濃度 乾き排出ガス量

 $101 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.45$

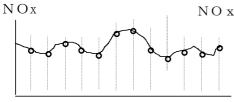
 $106 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.57$

 $101 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.45$

 $97.0 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.35$

最大・通常の排出係数 ← 平均 2.45

(イ)負荷変動型



→ NOx 濃度の平均+1 σ 値

NOェ濃度が121、132、101、111、81.2、90.9、90.9、

95.8、97.9ppm (O₂=4%) の場合

【例:重油燃焼ボイラー】

NOx濃度 乾き排出ガス量

 $121 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.93$

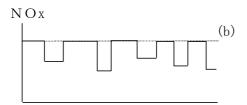
 $132 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 3.20$

 $97.9 \times 11.8 \times 46/22.4 \times 10^{-3} = 2.37$

通常の排出係数 ← 平均 2.48

最大の排出係数 ← 平均+1 σ 2.87

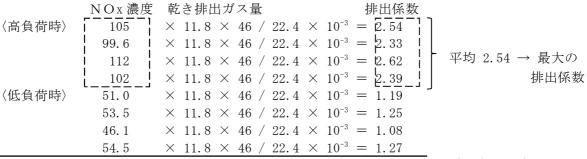
(ウ)低負荷-高負荷型



NOx 濃度が高負荷時に 105、99.6、112、102ppm 低負荷時に 51.0、53.5、46.1、54.5ppm(O $_2$ = 4%) の場合

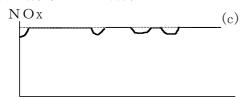
【例:重油燃焼ボイラー】

→ 高負荷時におけるNOx 濃度の平均値(b)



平均 1.89 → **通常の排出係数**

(エ)脱硝装置による制御型



制御濃度〈NOx 濃度=100ppm($O_2=4\%$)〉 実測NOx 濃度が 91.0、98.4、100、95.2、99.7ppm ($O_2=4\%$)の場合 【例:重油燃焼ボイラー】

→ 制御されているNOx濃度(c)

	NOx 濃度	乾き排出ガス量	排出係数
〈制御濃度〉	100	imes 11.8 $ imes$ 46 / 22.4 $ imes$	$<~10^{-3}~=~2.42~~ ightarrow$ 最大の排出係数
〈実測濃度〉	91.0	\times 11.8 \times 46 / 22.4 \times	$< 10^{-3} = 2.21$
	98.4	imes 11.8 $ imes$ 46 / 22.4 $ imes$	$< 10^{-3} = 2.38$
	100	imes 11.8 $ imes$ 46 $/$ 22.4 $ imes$	$< 10^{-3} = 2.42$
	95. 2	imes 11.8 $ imes$ 46 $/$ 22.4 $ imes$	$< 10^{-3} = 2.31$
	99. 7	× 11.8 × 46 / 22.4 ×	$< 10^{-3} = 2.42$

平均 2.36 → **通常の排出係数**

最大(通常)の排出係数を算出するための窒素酸化物濃度の取り方一覧表

	最大(排出係数)	通常 (排出係数)
(ア) 一定負荷型	稼働時におけるNOx 濃度の平均値(a)	稼働時におけるNOx 濃度の平均値(a)
(イ) 負荷変動型	NOx 濃度の平均+1σ	(全稼働時)NOx 濃度の平均
(ウ) 低負荷-高負荷型	高負荷時におけるNOx 濃度の平均値(b)	(全稼働時)NOx 濃度の平均
(エ) 制御型	制御されているNOx 濃度(c)	(全稼働時)NOx 濃度の平均

ウ 原料系の施設等

焼却炉、電気炉などの主として窒素酸化物が原料の処理または焼却に伴い発生する原料系の施設及びバッチ式の金属加熱炉や焼成炉などのように1工程で著しく窒素酸化物排出量が変動する施設については、窒素酸化物濃度、乾き排出ガス量及び燃原料使用量等により、平均的な窒素酸化物排出量に着目して排出係数を算出する。(別冊計算例 P8 参照)

エ その他

新設や実測値のない施設については、窒素酸化物濃度の保証値等を用いて排出係数を算出する。

燃料のAo及びGodの算出方法について

A₀:単位燃料当りの理論空気量(m³/kg 又はm³/m³)

Gow: 単位燃料当りの理論湿り排出ガス量 (m³/kg 又はm³/m³) God: 単位燃料当りの理論乾き排ガス量 (m³/kg 又はm³/m³)

(1) 燃料の組成から算出する方法

① 液体、固体燃料の場合(燃料の単位質量(1kg)で考える)

$$A_0 = 8.89[C] + 26.7 ([H] - [O]/8) + 3.33[S] (m^3/kg)$$

$$G_{0w} = A_0 + 5.6[H] + 0.7[O] + 0.8[N] + 1.244[W]$$
 (m³/kg)

$$G_{0d} = A_0 - 5.6[H] + 0.7[O] + 0.8[N]$$
 (m³/kg)

 $[C] \cdot [H] \cdot [O] \cdot [S] \cdot [N] \cdot [W]$:液(固)体燃料中に含まれる炭素・水素・酸素・硫黄・窒素・水分の重量比率

② 気体燃料の場合 (燃料の単位体積 (1 m) で考える)

$$A_0 = \{0.5H_2 + 0.5CO + \Sigma [(X + 0.25Y) \cdot CxHy] - O_2\} / 0.21$$

$$G_{0w} = 1 + A_0 - 0.5[H_2] - 0.5[CO] + \Sigma [(Y/4-1) \cdot CxHy]$$

$$G_{0d} = 1 + A_0 - 1.5[H_2] - 0.5[CO] - \Sigma [(Y/4+1) \cdot CxHy]$$

 $[H_2] \cdot [CO] \cdot [CxHy]$: 気体燃料中に含まれる水素 $(H_2) \cdot -$ 酸化炭素 $(CO) \cdot$ 炭化水素(CxHy)の容積

例 LPG (ブタン (C₄H₁₀) 70%、プロパン (C₃H₈) 30%) の場合

$$A_0 = \{(4+10/4) \cdot 0.70 + (3+8/4) \cdot 0.30\} / 0.21$$

$$= 6.05 / 0.21 = 28.81 (m3/m3)$$

$$G_{0w} = 1 + 28.81 + \{(10/4-1) \cdot 0.70 + (8/4-1) \cdot 0.30\}$$

$$\Rightarrow$$
 28.81 + 2.35 = 31.16 (m³/m³)

$$G_{0d} = 1 + 28.81 - \{(10/4+1) \cdot 0.70 + (8/4+1) \cdot 0.30\}$$

 \Rightarrow 28.81 - 2.35 = 26.46 (m³/m³)

(2) 真発熱量(低発熱量)からの概略値【簡便法】

燃料	God (理論乾き排出ガス量)	A ₀ (理論空気量)	H _L (真発熱量(低発熱量))
固体燃料	$\frac{213 H_L}{1000}$ +1.65 (m³/kg)	$\frac{242 H_L}{1000}$ +0.5 (m³/kg)	H _L =Hh-2.5 (9[H]+[W])
液体燃料	$\frac{266 H_L}{1000}$ (m ³ /kg)	$\frac{203 H_L}{1000} +2.0 \text{ (m}^3/\text{kg)}$	(M J /kg)
低熱量気体燃料	$\frac{173 H_L}{1000} + 1.0 \text{ (m}^3/\text{m}^3)$	209H _L (m³/m³)	$H_L = Hh-2.0 ([H_2]) +$
$H_L=2.1\sim12.5 \text{ (MJ/m}^3)$	1000	1000	$\Sigma [Y/2 \cdot CxHy]$
高熱量気体燃料	$\frac{273 H_L}{1000} + 0.25 \text{ (m}^3/\text{m}^3)$	$\frac{261 \text{H}_{L}}{-0.25 \text{ (m}^3/\text{m}^3)}$	
$H_L = 16.7 \sim 29.3 \text{ (MJ/m}^3\text{)}$	1000 + 0.25 (m/m)	1000 - 0.25 (m/m)	$(M J/m^3)$

注 水素、水分の分析を行わない場合、灯油、軽油及びA重油については [H] =0.13、 [W] =0 を用いる

(3) 単位燃料あたりの乾き排ガス量

$$G_d = \{G_{0d} + (m-1) \times A_0\} \times d$$
 (液体の場合のみ; 比重)

$$m:$$
 空気比 $m = \frac{21[N_2]}{21[N_2]-79([O_2]-0.5[CO])} = \frac{21}{21-[O_2]}$

 $[N_2]$ ・ $[O_2]$ ・[CO]:排ガス中の窒素、酸素、一酸化炭素 [CO]の容積%

※都市ガスの場合はP60の表の数値を使用してください。

(その1)

	化物排出施設 (甲条例施1)种则别衣第 1)		, - ,
項番号	窒素酸化物排出施設	対 象 規 模	
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電	伝熱面積	8 ㎡以上
	気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	又は	
		バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算※1
			50 L/時以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発	石炭又はコークスの処理能力	
	生炉及び加熱炉	又は	, , , , , ,
	2// /X 0 /AF/M//	バーナーの燃料の燃焼能力が重流	抽換質
			40 L/時以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造用焙焼		10 比州外上
3	並属の相談又は無機化子工業品の製造用品焼 炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煆		
4	焼炉(16の項のものを除く。)	原料の処理能力	0 E / /##.DL [
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉		0.5 t/時以上
	を含む。)、転炉、平炉(16 の項のものを除		
	<.)		0
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(16		0.5 ㎡以上
1	の項及び22の項から24の項のものを除く。)	又は	_
		羽口面断面積	0.25 ㎡以上
		又は	
		バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算
			40 L/時以上
		又は	
		変圧器の定格容量	150kVA 以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属	火格子面積	0.8 ㎡以上
	製品の熱処理の用に供する加熱炉(25 の項の	又は	
	ものを除く。)	バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品		40 L/時以上
	の製造の用に供する加熱炉	又は	
		変圧器の定格容量	200kVA 以上
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のう	触媒に付着する炭素の燃焼能力	
	ち触媒再生塔		100kg/時以上
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のう	バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算
	ち燃焼炉		3 L/時以上
1 0	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積	0.8 ㎡以上
1 1	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する	又は	
	反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含	バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算
1	む。)及び直火炉(24の項のものを除く。)		40 L/時以上
1 2	乾燥炉 (16 の項及び 21 の項のものを除く。)	又は	
		変圧器の定格容量	80 kVA以上
1 3	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製		600 kVA以上
1	造の用に供する電気炉		
1 4	廃棄物焼却炉	火格子面積	2 ㎡以上
		又は	
1		焼却能力	150kg/時以上
1 5	金属表面の付着油処理施設(燃焼式のものに限		
	る。)	2 / 2m 1 2 / 2m /ye BL / 2	5 L/時以上
1 6	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼	原料の処理能力	0.3 t / 時以上
	結 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に		
	鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥	l e ee	0.3 ㎡以上
1	取用及利がを百む。)、料が、俗牌が及び私様 炉	又は	
1	<i>N</i>	羽口面断面積	0.15 ㎡以上
		又は	
1		バーナーの燃料の燃焼能力が重流	由換算
			10 L/時以上

用に供する乾燥施設 18 活性疾の製造 (塩化亜鉛を使用するものに限	項番号	窒素酸化物排出施設	対 象 規 模
18 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限	1 7	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の	容量 0.05 ㎡以上
2 L/時以上 19 化学製品の製造用単化水素反応施設及び塩化水素が入ては塩化水素が入ては塩化水素が入ては塩化水素が入ては塩化水素が入ては塩化水素が入ては塩化水素が入てを使用するものに限り、18 項のもの及び密開式のものを除く。)のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に仕、又は車硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設		用に供する乾燥施設	
19	1 8		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算
素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用 するものに限り、18 項のもの及び密閉式のものを除く。)の5 先生トロッ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 2 0 りん、りん酸、別ん酸質肥料又は複合肥料の製造 (原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉 3 0 kg/時以上文は 変圧器の定格容量 150KVA以上である乾燥炉、焼成炉 2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造 (原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉、炭は 変圧器の定格容量 150KVA以上 2 2 鉛素質にの製造の用に供する溶解炉 3 0 kg/時以上文は 次十一の燃料の燃焼能力が重油換算 2 1 kp以上 変圧器の定格容量 2 2 kpの管、板若しくは線の製造の用に供する溶解 2 1 cp以上 変圧器の定格容量 2 2 cpk以上 交に 変圧器の定格容量 2 2 cpk以上 次は 次十一の燃料の燃焼能力が重油換算 2 1 cpk以上 交正器の定格容量 2 2 cpk以 以は 変圧器の定格容量 2 cpk以 以は 変圧器の定格容量 2 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 次に 大一ナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 2 cpk以 以上 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 2 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 1 cpk以 以は 変圧器の定格容量 2 cpky 以は 変圧器の定格容量 1 cpky 以は 変圧器の定格容量 1 cpky 以は 変圧器の定格容量 1 cpky 以は 変圧器の定格容量 2 cpky 以は 変圧器の定格容量 2 cpky 以は 変圧器の定格容量 1 cpky 以よ な に は な な に は な な に な な な に な な な に な な に な な に な な に な な に な な に な な に な な に な な に な な な に な な な な に な な な に な			2 L/時以上
するものに限り、18 項のもの及び密閉式のものを除く。)のうち光ニトロソ化伝によるカブロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設 2 0 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する境成炉及び溶解炉 2 1 トリボリりん酸ナトリウムの製造(原料として、原料の処理能力 50 kg/時以上交圧器の定格容量 150KVA以上である機炉、焼成炉 70 kg/時以上交上器の定格容量 150KVA以上である機炉、焼成炉 70 kg/時以上交上器の定格容量 150KVA以上である。)の用に供する整燥炉、焼成炉 70 kg/時以上交上器の定格容量 10 kg/時以上交上器の管整がが 70 kg/時以上交上器の管整が 70 kg/時以上交上器の定格容量 10 kg/時以上交上器の定格容量 10 kg/時以上交上器の定格容量 2 L/時以上交上器の定格容量 2 L/時以上交上器の定格容量 2 L/時以上交上器の定格容量 2 L/時以上交上器の定格容量 10 kVA以上交上器の定格容量 10 kVA以上表面接触点表面上的交上碳酸を含成し、漂白し、次は交上器の定格容量 10 kVA以上表面接触点表面上的交上碳酸を含成し、漂白し、次以能交上器の定格容量 10 kVA以上表面接触点表面上的交上碳酸を含成し、漂白し、次以能效性表面上的交上碳酸を含成し、漂白し、次以能交上器の定格容量 10 kVA以上表面接触点表面上的交上碳酸を含成し、漂白し、次以能力 100 kg/b以上表面上的交上碳酸之合成。源白面波及び濃縮施設 1 km	1 9		
のを除く。)のうち光ニトロソ化法によるカプ ロラクタムの製造の用に供し、又は車硝酸ナト リウムを用いてニトロソ化反応者しくはジアゾ 化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及 び塩化水素吸収施設			
ロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ 化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及 び塩化水素吸収施設 2 0 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造 (原料としてりん鉱石を使用するものに限 る。) の用に供する焼成炉及び溶解炉			30 kg/時以上
サウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ 化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及 で塩化水素吸収施設 2 0 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造 (原料としてりん鉱石を使用するものに限 る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉 2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造 (原料として りん鉱石を使用するものに限 る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造 (原料として りん鉱石を使用するものに限 る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 2 2 2 鉛の第二次特錬 (鉛合金の製造を含む。)又は 水格子面積			
化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及			
び塩化水素吸収施設			
2 0 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造(原料としてりん飲石を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉 2は 21 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料として 原料の処理能力 50 kg/時以上 文は 変圧器の定格容量 150KVA以上 2 1 りん飲石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 2 1 りん飲石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 2 2 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は 水格子面積 0.8 ㎡以上 文は 次中ナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 2 3 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解 5 L/時以上 文は 変圧器の定格容量 20KVA以上 変圧器の定格容量 20KVA以上 変圧器の定格容量 20KVA以上 変圧器の定格容量 10kVA以上 変圧器の定格容量 10kVA以上 変圧器の定格容量 2 L/時以上 文は 変圧器の定格容量 10kVA以上 交に 2 4 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、 2 は 変圧器の定格容量 10kVA以上 変圧器の定格容量 10kVA以上 変圧器の定格容量 10kVA以上 交圧器の定格容量 10kVA以上 で対象を使用するものに限る。) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉 2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料として 原料の処理能力 50 kg/時以上 7 以は 変圧器の定格容量 150KVA 以上 7 以は 変圧器の定格容量 150KVA 以上 8 かの第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は 水格子面積 2 以 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 7 次格 数の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解 7 以は 変圧器の定格容量 20KVA 以上 7 を圧器の定格容量 2 L/時以上 7 次は 変圧器の定格容量 2 L/時以上 7 次に 変圧器の定格容量 2 L/時以上 7 次に 7 次	2.0		りん鉱石の処理能力 50 kg/時以上
る。)の用に供する焼成炉及び溶解炉 2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料として 原料の処理能力 50 kg/時以上 又は 変圧器の定格容量 150KVA 以上 の	2 0		
Y は 変圧器の定格容量 150KVA 以上 の			
2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料としてりん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 原料の処理能力 50 kg/時以上 又は 欠格子面積 QL/時以上 水格子面積 QL/時以上 水格子面積 QL/時以上 水格子面積 QL/時以上 水色 不面 表面 及 双位 水一十一の燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 水一十一の燃料の燃焼能力が重油換算 ZL/時以上 QL 変圧器の定格容量 20KVA以上 文位 変圧器の定格容量 20KVA以上 QL 次正器の定格容量 10kVA以上 QL 次正器の定格容量 QL/時以上 QL 次正器の定格容量 10kVA以上 QL 次正器の定格容量 2 L/時以上 QL 次正器の定格容量 10kVA以上 QL 次正器の定格容量 10kVA以上 XL 次正器の定格容量 10kVA以上 XL 次正器の定格容量 10kVA以上 XL 次正器の定格容量 10kVA以上 XL 次正器の定格容量 20kVA以上 XL 次正器の定格字量 20kVA以上 XL 产品 XL 次正器の定格字量 20kVA以上 XL 产品 XL 产品 XL 次正器 XL 产品 XL 产品 XL			40 L/時以上
2 1 トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料として 原料の処理能力			· ·
りん鉱石を使用するものに限る。)の用に供する乾燥炉、焼成炉 又は 火格子面積 又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 2 2 2 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は 労の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解 炉 スは 変圧器の定格容量 20KVA 以上 変圧器の定格容量 2 3 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 変圧器の定格容量 2 L/時以上 次は 変圧器の定格容量 2 4 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 容量 又は 次に 方に炉及び乾燥施設 2 L/時以上 次は 次に 大一ナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 2 5 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 スは 変圧器の定格容量 10kVA 以上 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 なた歴器の定格容量 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 で変圧器の定格容量 20kVA 以上 で変圧器の定格容量 20kVA 以上 な変圧器の定格容量 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 は濃縮する能力 100 kg/時以上 は濃縮する能力 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上			変圧器の定格容量 150KVA 以上
大格子面積	2 1	トリポリりん酸ナトリウムの製造(原料として	原料の処理能力 50 kg/時以上
マは		りん鉱石を使用するものに限る。) の用に供す	
パーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 40 L/時以上 2 2 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。) 又は		る乾燥炉、焼成炉	火格子面積 0.8 ㎡以上
### 40 L/時以上 2 2			
2 2 鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は 鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解 炉 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20KVA 以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 又は 変圧器の定格容量 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 又は 次に アンで 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大 で 大			
	0.0	M ∩ 每一块块块 (M ∧ ∧ ∩ 制 件 ナ , △ + 。) 可 は	·
	22		
2 3 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 ボーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 1 公は 文は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 で展場の定格容量 10kVA 以上 で展場の定格容量 0.08 ㎡以上 文は スは スは スは 大した炉及び乾燥施設 スは 文は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 スは 大は 次に提めて格容量 2 5 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 スは 大は 文は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 スは 変圧器の定格容量 20kVA 以上 文は 変圧器の定格容量 100 kg/時以上 で展記 20kVA 以上 は濃縮する能力 100 kg/時以上 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上			·
23 鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 文は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 容量 0.08 ㎡以上 又は 又は 又は スは スは 文は 支圧器の定格容量 10kVA 以上 スは 変圧器の定格容量 2 L/時以上 スは 変圧器の定格容量 10kVA 以上 スは 変圧器の定格容量 スは 変圧器の定格容量 20kVA 以上 文は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 などことので表す。 20kVA 以上 などことので表す。 100 kg/時以上 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、双は濃縮する能力 100 kg/時以上 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上		<i>'</i>	
2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 2 4 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 容量 0.08 ㎡以上 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 2 5 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 と物を使用するものに限る。) フレーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 哨職又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、双は濃縮する能力 100 kg/時以上の地環境では 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上	2 3	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	
2 4 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設 容量 0.08 ㎡以上			2 L/時以上
2 4 鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、 反応炉及び乾燥施設 容量			又は
反応炉及び乾燥施設又は バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量10kVA 以上2 5金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化 合物を使用するものに限る。)バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量2 6硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸 収施設、漂白施設及び濃縮施設硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又 は濃縮する能力100 kg/時以上2 7コークス炉原料の処理能力20t/目以上			変圧器の定格容量 10kVA 以上
バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 2 5 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化 合物を使用するものに限る。) 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸 収施設、漂白施設及び濃縮施設 は濃縮する能力 100 kg/時以上 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/目以上	2 4	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、	容量 0.08 ㎡以上
2 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 10kVA 以上 2 5 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 方 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又は、水流設、漂白施設及び濃縮施設 2 7 コークス炉 原料の処理能力 2 0 以上 2 7 コークス炉 原料の処理能力 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		反応炉及び乾燥施設	
又は変圧器の定格容量 10kVA以上 25 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 7 以は変圧器の定格容量 20kVA以上 2 は変圧器の定格容量 20kVA以上 2 は変圧器の定格容量 20kVA以上 2 は 変圧器の定格容量 20kVA以上 2 に 2 を 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に 2 に			
変圧器の定格容量 10kVA 以上 25 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 26 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 は濃縮する能力 100 kg/時以上 2 7 コークス炉 原料の処理能力 20t/目以上			
25 金属製品の熱処理施設(処理剤としてシアン化 合物を使用するものに限る。) バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量 20kVA 以上 26 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸 収施設、漂白施設及び濃縮施設 硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又 は濃縮する能力 100 kg/時以上 27 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上			
合物を使用するものに限る。)5 L/時以上 又は 変圧器の定格容量20kVA 以上2 6 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸 収施設、漂白施設及び濃縮施設硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又 は濃縮する能力100 kg/時以上2 7 コークス炉原料の処理能力20t/日以上	2.5	全属制Lの数加理拡張 (加理対し1 アシマンル	
マに器の定格容量 20kVA 以上 26 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸 収施設、漂白施設及び濃縮施設 硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、ヌ は濃縮する能力 100 kg/時以上 27 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上	∠ 5		
変圧器の定格容量20kVA 以上2 6硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又以施設、漂白施設及び濃縮施設は濃縮する能力100 kg/時以上2 7コークス炉原料の処理能力20t/日以上			
26 硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設 硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100 kg/時以上 27 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上			
収施設、漂白施設及び濃縮施設は濃縮する能力100 kg/時以上27コークス炉原料の処理能力20t/日以上	2 6	硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸	
27 コークス炉 原料の処理能力 20t/日以上			
28 ガスタービン (非常用のものを除く。) 燃料の燃焼能力が重油換算 50 L/時以上	2 7		
	2 8	ガスタービン (非常用のものを除く。)	
29 ディーゼル機関(非常用のものを除く。) 燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/時以上	2 9	ディーゼル機関 (非常用のものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 20 L/時以上
30 ガスエンジン (非常用のものを除く。) 燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上	3 0	ガスエンジン (非常用のものを除く。)	燃料の燃焼能力が重油換算 10 L/時以上
31 溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉 バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算	3 1	溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算
50 L/時以上			50 L/時以上

注 1 重油換算とは、液体燃料 10 L、ガス燃料 16 m³、固体燃料 16 kgを重油 10 L に換算することをいう。 (ガス発生炉及びガスエンジンについても、同様に換算する。)

² 項番号は、市条例施行細則別表第1の項番号をいう。

○重油の量への換算係数(燃料)(市条例施行細則別表第2)

項番号	燃料の種類	燃料の量	換算した重油の量(換算係数)
1	重油		1 L
2	原油又は軽油	1 L	0.95 L
3	灯油又はナフサ		0.90 L
4	石炭		0.65 L
5	コークス		0.75 L
6	木材	1 kg	0.40 L
7	液化天然ガス		1.30 L
8	液化石油ガス		1.20 L
9	都市ガス13A	1 m³	1.066 L
1 0	その他の燃料	1 L (固体燃料 1 kg、 気体燃料 1 ㎡)	燃料の量1 L (固体燃料なら1 kg、気体燃料なら1 kg、気体燃料なら1 m) あたりの発熱量に相当する発熱量を有する重油の量(重油1 L あたりの総発熱量38,930.265KJ (9,300kcal) とする)

注 項番号は、市条例施行細則別表第2の項番号をいう。

○重油の量への換算係数(原料)(市条例施行細則別表第3)

○ 垂 神 ∘	/ 里 1/7 大	学 你 数 (你 付) (巾 木 り	10回11加州只10	4.4.3.6.7
項番号	使用する	る施設、原料の種類	原料の量	換算した重油の量(換算係数)
1	3の項の焙	焼炉又は焼結炉		当該原料の量1kgの処理に伴い平均的に発生する
2	4の項の転炉又は平炉			窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃
3	8の項の触媒再生塔			焼に伴い発生する重油の量(L)
4	13 の項の電	気炉		(重油1Lの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量
				を 1.97 g とする。)
5		都市ゴミ		0.56 L
		下水汚泥		0.25 L
	14 の項の	一般廃棄物		0.94 L
	廃棄物	(都市ゴミを除く)		0.94 L
	焼却炉	産業廃棄物	1 kg	当該原料の量1kgの処理に伴い平均的に発生する
		(都市ゴミ及び下水	1 Ng	窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃
		汚泥を除く)		焼に伴い発生する重油の量(L)
6	16 の項の焙焼炉、焼結炉又は転炉			(重油1Lの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量
				を 1.97 g とする。)
7	19 の項の塩化水素反応施設又は塩			
	化水素吸収施設			
8	26の項の吸収施設、漂白施設又は			
	濃縮施設			
9	その他の施	設(主たる熱源が電気		
	であるもの	に限る)		

- 注 1 原料を使用する施設の種類の項の番号は、市条例施行細則別表第1の項をいう。
 - 2 都市ゴミとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 6 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定に基づき処分される廃棄物をいう。
 - 3 下水汚泥とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場において、下水の処理 に伴い生ずる汚泥をいう。
 - 4 項番号は、市条例施行細則別表第3の項番号をいう。

○窒素酸化物排出施設の排出特性を勘案する係数(市条例施行細則別表第4)

項番号	規則別表 第 1 の 項 番 号		窒素酸化物排出施設の種類			
1	1	ボイラー	石炭 (水又は油との混合物を含む。)を燃焼させるもの	3. 3		
2	1	<i>ふ イ ノ</i> ー	C重油を燃焼させるもの	1.9		
3	3	煆焼炉	アルミナ製造の用に供するもの	3.0		
4			石炭焼成炉	3. 5		
5	10	焼成炉	セメントの製造の用に供するもの	4.0		
6	10		耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.6		
7		溶融炉	ガラスの製造の用に供するもの	3.0		
8	27	コークス炉	オットー型のもの	3.0		
9	28	ガスタービン	3.0			
10	29	ディーゼル機	25.0			
11	30	30 ガスエンジン				
12	その他の旅	也設		1.0		

注 項番号は、市条例施行細則別表第4の項番号をいう。

○C1及びC2 (市条例施行細則別表第5 附表)

(その1)

<u></u>	0.02 (1)	<u> 本例應刊</u> M	即別衣弟 3 附衣/	(20)	1 /
	細則別表				
項番号	第 1 の	窒素酸化物排出施設の種類		C 1	C 2
	項番号				
1		ボイラー	F1又はF2が 4,000 以上のもの	0.70	0.60
2			気体燃料(液化石油ガスを除く。)を専焼させるもの	0. 90	0.80
			(1の項に掲げるものを除く。)	0.90	0.80
3	1		C重油を燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.30	1. 10
4			固体燃料(石炭に水又は油を加えた混合物を含む。)を	1.60	1. 30
			燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.00	1. 50
5			$1 \sim 4$ の項に掲げる以外のもの	1.00	0.85
6	2	ガス発生が	戸及び加熱炉	0.40	0.35
7		焙焼炉		0.90	0.85
8	3	焼結炉		0.95	0.90
9	J	煆焼炉	アルミナの製造の用に供するもの	2. 10	1.50
10			アルミナの製造の用に供するもの以外のもの	0.70	0.60
11	4	溶鉱炉		1.00	0.85
12	4	転炉及び立	平炉	0.85	0.80
13	5	溶解炉	キュポラ	0.60	0.55
14	υ		キュポラ以外のもの	0.90	0.85
15	6	加熱炉	金属の圧延の用に供するもの	1.40	1. 25
16	O		金属の圧延の用に供するもの以外のもの	1.00	0.90
17	7	加熱炉		1.30	1. 15
18	8	触媒再生塔		0.85	0.75
19	9	燃焼炉		0.20	0.15
20		焼成炉	石灰焼成炉	3.50	2.50
21			セメントの製造の用に供するもの	2.90	2.05
22			耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.60	2.05
23	10		20~22 の項に掲げる以外のもの	1.40	1. 25
24		溶融炉	板ガラス又はガラス繊維の製造の用に供するもの	4.60	3. 20
25			ガラスの製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)	2. 10	1.50
26			24、25 の項に掲げる以外のもの	1.20	1.00

(その2)

				, ,	. 47 2)
項番号	細則別表			C 1	
	第 1 の	窒素酸化物排出施設の種類			C 2
	項番号				
27	11	反応炉及び直火炉		1. 00	0.85
28	12		乾燥炉		1.00
29	13	電気炉		0.95	0.90
30		廃棄物焼	都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40
31		却炉	S54.1.31 以前に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.95	_
32	14		S54.2.1以後に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.60	0.50
33			一般廃棄物を焼却するもの(30~33の項までに掲げるものを除く。)	1.00	0.95
34			30~33 の項に掲げる以外のもの	0. 90	0.85
35	15	付着油の処	L理施設	1.00	0.85
36	1.6	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉及び転炉 溶解炉及び乾燥炉		0.85	0.80
37	16			1.00	0.80
38	17	乾燥施設		1.00	0.80
39	18	反応炉		1.00	0.80
40	19	塩化水素反	元応施設及び塩化水素吸収施設	1.00	0.90
41	2.0	焼成炉		1.30	1.05
42	20	溶解炉		1.00	0.80
43		乾燥炉		1.00	0.80
44	21	焼成炉		1. 30	1.05
45	22	溶解炉		1.00	0.80
46	23	溶解炉		1.00	0.80
47	24		気射炉、反応炉及び乾燥施設	1.00	0.80
48	25	熱処理施設		1.00	0.80
49	26	吸収施設、漂白施設及び濃縮施設		1.00	0.90
50		<u> </u>	オット一型のもの	3. 00	2.40
51	27	炉	オットー型以外のもの	1. 40	1. 20
52		ガスター	定格出力が 1,000 キロワット以上のもの	2. 10	1.00
53	28	ビン	定格出力が 1,000 キロワット未満のもの	2. 10	1. 30
54		ディーゼ			3. 00
01		ル機関	定格出力が 500 キロワット以上のもの		(3. 70)
55	29	7. 194124			3. 60
			定格出力が 500 キロワット未満のもの		(6. 80)
56		ガスエン			1. 40
		ジン	定格出力が 120 キロワット以上のもの	3.00	(2. 20)
57	30				2. 10
			定格出力が 120 キロワット未満のもの	4. 50	(3. 70)
58	31	加熱炉		1. 10	0. 90
H		//			

備 老

- 1 主たる熱源が電気であるもの(電気炉を除く)にあっては、C1の値は 1.00 と、C2の値は 0.95 とする。
- 2 () 内の値は、平成元年10月1日から平成3年3月31日までの間に設置されたものについて適用する。

注 項番号は、市条例施行細則別表第5附表の項番号をいう。

第5章 届出の手引き

(1) 届出の必要なとき

次のア~ウに該当するときに、大気汚染防止法等の届出が必要です。

ア 大気汚染防止法等のばい煙発生施設 (P3 参照)、揮発性有機化合物排出施設 (P35 参照)、粉じん発生施設等 (P46 参照)、水銀発生施設 (P48 参照)、ダイオ法特定施設 (P56 参照)を使用しているか設置しようとするとき、あるいは施設の構造、使用の方法 (燃料を含む)、処理の方法、管理の方法 (粉じん発生施設の場合)を変更しようとするときなど。

施設の種類	届出の種類	届出の期日	
ばい煙発生施設 (大防法・県条例) 特定粉じん発生施設 (大防法)	設置届出	工事開始の60日前まで	
揮発性有機化合物排出施設(大防法) 水銀排出施設(大防法)	使用届出	事由の生じた日から30日以内	
ダイオ法特定施設	変更届出	工事開始の 60 日前まで	
一般粉じん発生施設 (大防法)	設置届出	工事開始の前日まで	
粉じん発生施設 (県条例)	使用届出	事由の生じた日から30日以内	
炭化水素系物質発生施設(県条例)	変更届出	工事開始の前日まで	
特定粉じん排出等作業(大防法)	実施届出	作業開始の14日前まで	

[※]ばい煙発生施設を設置するとき、事業場全体のばい煙発生施設の燃焼能力の重油の量に換算したものの合計が増加して 500L/h 以上になる場合、県条例大気指定工場等の設置届、市条例大気規制工場の設置許可申請が必要になる場合があります。

イ 県条例の大気指定工場等 (P10 参照) を設置 (使用) するとき、市条例の大気規制工場 (P59 参照) を設置 (使用) するとき、あるいは該当施設が増減するときなど。

W) ENE (D/II)) OCC (0/O (18B) J MED (18B)) OCC (8C)					
区分	届出・申請の種類	届出・申請の期日			
大気指定工場等	設置届出	工事開始の60日前まで			
(県条例)	使用届出	事由の生じた日から30日以内			
(宗未例)	変更届出	工事開始の60日前まで			
	設置許可申請	工事開始の前日まで(但し、許可後に工事開始すること)			
大気規制工場	使用届出	事由の生じた日から30日以内			
(市条例)	変更許可申請	工事開始の前日まで(但し、許可後に工事開始すること)			
	工事完了届出	工事が完成した日から15日以内			

ウ ア・イにより届け出た者が、次の事由に該当するとき。(特定粉じん排出等作業を除く)

事由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に 変更があったとき	その代表者の氏名に	
工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったとき	八石守及入油	30 日以内
ばい煙発生施設又は粉じん発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出 ^注	30 日以内
ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を借り受けたり譲り受けたと き。相続又は合併があったとき。	承継届出	30 日以内

注 対象事業場が大気指定工場等(県条例)に該当する際は、大気指定工場等変更届出書の提出が必要になる場合があります。また、大気規制工場(市条例)に該当する際は、市条例は変更許可申請になる場合があります。

(2) 届出に必要な書類

(1)ア及びイによる届出は、所定の様式のほか次の添付書類が必要です。

(これらをまとめたものでもかまいません。)

- ① 工場付近の見取図
- ② 工場内の主要設備の配置図(当該施設を明示すること)
- ③ 当該施設の構造図
- ④ 当該施設の能力の根拠(仕様書等)
- ⑤ 処理施設及び排出口の構造図(測定孔の位置及び排出口の地上高と口径を明示すること)
- ⑥ 操業系統の概要図
- ⑦ 緊急用の連絡方法を示すもの(ばい煙発生施設、ダイオ法特定施設の場合)
- ⑧ 変更の概要を示すもの(変更届出の場合)
- ⑨ 特定粉じん排出等作業には、作業の対象となる建築物の配置図、付近の状況や工事工程表等
- ⑩ その他必要と認められる書類(ばい煙等濃度の算出根拠及び排出ガス量の根拠(別冊 P18))
- (1) ウによる届出の場合には次の書類を添付してください。
 - ① 廃止届出の場合、廃止した施設を明示するもの。
 - ② 承継届出の場合、承継した施設を明示するもの。

(3) 届出の方法

届出書類は2部作成し、次の届出先(裏表紙)へ提出してください。

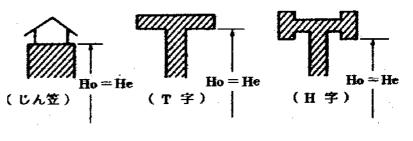
提出後、書類審査により適当であれば受理され、ばい煙発生施設の届出等の場合には受理書、許可書又は認定書が後日交付されます。不適当な場合には別に指示があります。

(煙突に関する注意事項)

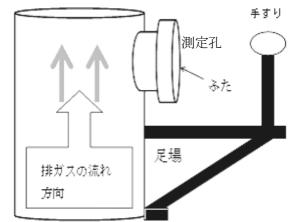
- ①有効煙突高さ (He) は最低 15mあるものが望ましい。
- ②近くに建物がある場合は、特殊な場合を除きその建物の高さの 2.5倍以上にするのが望ましい。
- ③煙突頂部にじん笠がある場合は 補正の高さを認めない。
- ④煙突の実高さとは、煙突の立っている直近の一般地上からの高さである。

(測定孔に関する注意事項)

- ①できるだけ長い直管部とすること。ただし、これによることが困難な場合でも、極端な絞りや屈曲の部分に近い位置は避け、絞りや屈曲のある煙道ではその位置から少なくとも煙道直径又は縦寸法の1.5倍程度離れた位置とすること。
- ②送風機の前後、合流又は分岐部などガス流 に変化のある箇所やダストのたまりやすい 場所は避けること。
- ③測定作業が安全かつ容易に行なわれるよう、高い所など危険のある場所は避け、足場等を設けること。
- ④測定孔は、内径 100~150mm程度のものとし、JIS8808 に定める測定位置が確保できるような位置に設けること。



測定孔の設置について (JIS Z 8808)



- 設置場所:煙突が直線状で太さの変化がない場所。
- ・形 状:内径が10~15cm 程度のもので、測定時以外は適当なふたで密閉しておく。

届出・ご相談・お問い合わせ先

市外局番 (052)

西区公害対策課	西区花の木二丁目 18-1	5 23-4613
(担当区:東・北・西・中村・中)	(西区役所5階)	FAX 5 2 3 - 4 6 3 4
港区公害対策課	港区港栄二丁目 2-1	☎ 651−6493
(担当区:熱田・中川・港)	(港保健センター3階)	FAX 6 5 1 - 5 1 4 4
南区公害対策課	南区前浜通 3-10	8 2 3 - 9 4 2 2
(担当区:瑞穂・南・緑・天白)	(南区役所2階)	FAX 8 2 3 - 9 4 2 5
名東区公害対策課	名東区上社二丁目 50	☎ 778−3108
(担当区:千種・昭和・守山・名東)	(名東区役所1階)	FAX $778 - 3110$

届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (http://www.city.nagoya.jp/) からダウンロードできます。 (事業向け情報→ごみ・環境保全→申請書・届出書ダウンロード→ 環境保全に関する法律・条例 等の届出書・申請書(総目次)→大気関係)





届出書等のダウンロードはこちら

環境保全 目次 サイト内検索

環境保全・省エネルギー設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全・省エネルギー設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。 詳しくは環境局大気環境対策課(**2**972-2674)までお問い合わせください。

名 古 屋 市 環 境 局

地域環境対策部大気環境対策課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 電話052-972-2674 FAX 052-972-4155

E-mail: a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp